



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 訓 令	所管課(室)名
○各委員会事務局等における補助執行に関する規程の一部改正	新行政推進室
○長崎県決裁規程の一部改正	〃

## 訓 令

### 長崎県訓令第9号

本 庁  
 教 育 庁  
 人事委員会事務局  
 監 査 事 務 局  
 警 察 本 部  
 労働委員会事務局

各委員会事務局等における補助執行に関する規程(昭和39年長崎県訓令第73号)の一部を次のように改正する。  
 令和2年4月1日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、教育庁、人事委員会事務局、監査事務局、警察本部及び労働委員会事務局(以下「各委員会事務局等」という。)に係る予算の執行(教育庁、人事委員会事務局、監査事務局及び労働委員会事務局においては、長崎県決裁規程(昭和42年長崎県訓令第4号)第9条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる事項を除く。以下同じ。)並びに公有財産及び物品の管理(教育委員会の所管に属する教育財産の管理を除く。以下同じ。)、取得及び処分等に関する事務の補助執行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(決裁事項)</p> <p>第3条 教育次長、教育庁の課長及び室長(課に置く室の長を除く。以下同じ。)にあっては別表(1)に掲げる事項を、警察本部警務部長及び会計課長にあっては別表(2)に掲げる事項を、教育庁及び警察本部を除く各委員会事務局の長並びに人事委員会事務局職員課長、監査事務局監査課長及び労働委員会事務局調整審査課長にあっては別表(3)に掲げる事項を、それぞれの決裁区分に従い決裁することができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、教育庁、人事委員会事務局、監査事務局、警察本部及び労働委員会事務局(以下「各委員会事務局等」という。)に係る予算の執行(人事委員会事務局、監査事務局及び労働委員会事務局においては、長崎県決裁規程(昭和42年長崎県訓令第4号)第9条第3項第2号及び第3号に掲げる事項を除く。以下同じ。)並びに公有財産及び物品の管理(教育委員会の所管に属する教育財産の管理を除く。以下同じ。)、取得及び処分等に関する事務の補助執行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(決裁事項)</p> <p>第3条 教育次長、教育庁の課長及び室長(課に置く室の長を除く。以下同じ。)にあっては別表(1)に掲げる事項を、警察本部長、警務部長及び会計課長にあっては別表(2)に掲げる事項を、教育庁及び警察本部を除く各委員会事務局の長並びに人事委員会事務局職員課長、監査事務局監査課長及び労働委員会事務局調整審査課長にあっては別表(3)に掲げる事項を、それぞれの決裁区分に従い決裁することができる。</p>

別表(1)(第3条関係)

教育次長決裁事項	教育庁の課長又は室長決裁事項
1 略	1~3 略 4 法令又は内示に基づく国庫支出金の申請に関する <u>こと。</u> 5 管理する普通財産を行政財産に編入する <u>こと。</u> 6 普通財産の引継ぎに関する <u>こと。</u>
2 貸付金、補助金及び交付金の貸付、交付及び受納の決定に関する <u>こと。</u>	7 1件の予定価格が7,000万円未満の公有財産の取得(土地については、7,000万円未満又は1件2万平方メートル未満のものとする。)に関する <u>こと。</u> 8 1件の時価見積額が7,000万円未満の公有財産の寄附の受納(土地については、7,000万円未満又は1件2万平方メートル未満のものとする。)に関する <u>こと。</u>
3 行政財産(公の施設等の特殊なものを除く。)の用途廃止に関する <u>こと。</u>	9 長崎県公有財産取扱規則(昭和39年長崎県規則第31号)第10条ただし書の規定による代金支払に関する <u>こと。</u> 10 行政財産の用途変更、使用許可及び使用許可の取消しに関する <u>こと。</u>
4 1件の予定価格が7,000万円以上の物品の取得に関する <u>こと。</u>	11 公有財産の所管換え及び所属替えに関する <u>こと。</u> 12 1件の予定価格が7,000万円未満の公有財産(土地については、7,000万円未満又は1件2万平方メートル未満のものとする。)の処分、交換に関する <u>こと。</u> 13 1件の予定価格が7,000万円未満の物品の取得及び物品の寄附の受納並びに物品の処分に関する <u>こと。</u> 14 財産の管理及び貸借並びに物品の取得、処分、管理及び貸借に伴う出納の通知に関する <u>こと。</u> 15 現金の寄附の受納に関する <u>こと。</u>
5 略	16 財産の登記嘱託及び登録申請に関する <u>こと。</u> 17 1件の設計額が5億円未満の工事の起工に関する <u>こと。</u> 18 既に起工された工事の設計変更に関する <u>こと</u> (変更後の1件の設計額が5億円未満のものに限る。) 19 工事の起工に係る指名業者の選定に関する <u>こと。</u> 20 工事に係る予定価格の決定に関する <u>こと。</u> 21 第1号、第7号、第13号、第14号、第17号及び第18号に掲げるもの以外の事項で歳出予算の執行を伴う事項の決定に関する <u>こと。</u> 22 各かいいに対する予算令達に関する <u>こと。</u> 23 既に決裁された事項の範囲内における支出負担行為の決定に関する <u>こと。</u> 24~26 略

教育次長決裁事項	教育庁の課長又は室長決裁事項
1 略	1~3 略
2 物品の寄付の受納に関する <u>こと。</u>	4 各かいいに対する予算令達に関する <u>こと。</u> 5 財産の登記嘱託に関する <u>こと。</u>
3 10万円を超える現金の寄付の受納に関する <u>こと。</u>	6 物品の取得(寄付の受納の決定を除く。)、管理及び処分並びにこれに伴う出納の通知に関する <u>こと。</u> 7 10万円以下の現金の寄付の受納に関する <u>こと。</u>
4 貸付金、補助金及び交付金の貸付け、交付及び受納の決定に関する <u>こと。</u>	8 1件の設計額が1億円以内の工事の起工及び設計変更並びに1億円を超える工事であって当初の設計額の範囲内とする軽易な設計変更に関する <u>こと。</u>
5 法令又は内示に基づく国庫支出金の申請に関する <u>こと。</u>	9 1件の設計額が6,000万円以内の工事の起工に係る指名業者の選定に関する <u>こと。</u> 10 工事に係る予定価格の決定に関する <u>こと。</u>
6 管理する普通財産を行政財産に編入する <u>こと。</u>	11 1件の予定価格が3,000万円以内の公有財産の取得に関する <u>こと。</u> 12 1件の時価見積額が3,000万円以内の公有財産の寄附の受納に関する <u>こと。</u>
7 1件の設計額(入札に付する額をいう。以下同じ。)が3億円以内の工事の起工及びすでに起工された工事の設計変更に関する <u>こと。</u>	13 1件の予定価格が3,000万円以内の公有財産の処分、交換及び貸付け並びに物品の貸借及び財産の貸借に関する <u>こと。</u> 14 工事及び前2号に掲げるもの以外の事項で歳出予算の執行を伴う事項の決定に関する <u>こと。</u>
8 1件の設計額が6,000万円を超える工事の起工に係る指名業者の選定に関する <u>こと。</u>	15 すでに決裁された事項の範囲内における1件の価格が5億円未満の支出負担行為の決定に関する <u>こと。</u>
9 1件の予定価格が5,000万円以内の公有財産の取得に関する <u>こと。</u>	16 職員の給与及び退職手当に係る支出負担行為の決定に関する <u>こと。</u>
10 1件の時価見積額が5,000万円以内の公有財産の寄附の受納に関する <u>こと。</u>	
11 1件の予定価格が5,000万円以内の公有財産の処分、交換及び貸付け並びに物品の貸借及び財産の貸借に関する <u>こと。</u>	17~19 略
12 第3号及び前4号に掲げるもの以外の事項で歳出予算の執行を伴う事項の決定に関する <u>こと。</u>	
13 すでに決裁された事項の範囲内における支出負担行為の決定に関する <u>こと。</u>	
14 略	

別表(2)(第3条関係)

警務部長決裁事項	会計課長決裁事項
1 別表(1)の教育次長の決裁事項中、第1号から第3号までに掲げる事項に関する <u>こと。</u>	1 別表(1)教育庁の課長又は室長決裁事項中、第1号から第25号までに掲げる事項に関する <u>こと。</u>

警察本部長決裁事項	警務部長決裁事項	会計課長決裁事項
1 別表(1)の教育次長の決裁事項中、第1号から第7号まで及び第9号から第13号までに掲げる事項に関する <u>こと。</u>	1 1件の設計額が2億円以内の工事の起工及び設計変更並びに2億円を超える工事であって当初の設計額の範囲内とする軽易な設計変更に関する <u>こと。</u> 2 1件の設計額が6,000万円を超える工事の起工に係る指名業	1 別表(1)教育庁の課長又は室長決裁事項中、第1号から第17号までに掲げる事項に関する <u>こと。</u> 2 物品の不用決定に関する <u>こと。</u>

<p>2 前号に準ずる事項に関すること。</p>	<p>2 前号に準ずる事項に関すること。</p>	<p>こと。 3 行政財産（公の施設等の特殊なものを除く。）の用途廃止に関すること。 4 前3号に準ずる事項に関すること。</p>	<p>者の選定に関すること。 3 1件の予定価格が4,000万円以内の公有財産の取得に関すること。 4 1件の時価見積額が4,000万円以内の公有財産の寄附の受納に関すること。 5 1件の予定価格が4,000万円以内の公有財産の処分、交換及び貸付け並びに物品の貸借及び財産の賃借に関すること。 6 前4号に掲げるもの以外の事項で1件の予定価格が7,500万円以内の歳出予算の執行を伴う事項の決定に関すること。 7 すでに決裁された事項の範囲内における1件の価格が7億5,000万円以内の支出負担行為の決定に関すること。 8 前各号に準ずる事項に関すること。</p>	<p>3 警察本部における不用品の棄却処分に關すること。 4 電柱、埋設物、自動販売機等に係る行政財産の使用許可及び使用許可の取消しに関すること。 5 前各号に準ずる事項に関すること。</p>
--------------------------	--------------------------	---	--	--

別表（3）（第3条関係）

人事委員会事務局長、監査事務局長及び労働委員会事務局長の決裁事項	人事委員会事務局職員課長、監査事務局監査課長及び労働委員会事務局調整審査課長の決裁事項	人事委員会事務局長、監査事務局長及び労働委員会事務局長の決裁事項	人事委員会事務局職員課長、監査事務局監査課長及び労働委員会事務局調整審査課長の決裁事項
<p>1 略</p> <p>2 貸付金、補助金及び交付金の貸付、交付及び受納の決定に関すること。</p> <p>3 1件の予定価格が7,000万円以上の物品の取得に関すること。</p> <p>4 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 税外諸収入金の調定収入に関すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 1件の予定価格が7,000万円未満の物品の取得及び物品の寄附の受納並びに物品の処分に関すること。</p> <p>5 財産の管理及び貸借並びに物品の取得、処分、管理及び貸借に伴う出納の通知に関すること。</p> <p>6 現金の寄附の受納に関すること。</p> <p>7 工事及び公有財産の取得並びに第1号に掲げるもの以外の事項で歳出予算の執行を伴う事項の決定に関すること。</p> <p>8 既に決裁された事項の範囲内における支出負担行為の決定に関すること。</p> <p>9 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 物品の寄附の受納に関すること。</p> <p>3 10万円を超える現金の寄附の受納に関すること。</p> <p>4 貸付金及び交付金の貸付け、交付及び受納の決定に関すること。</p> <p>5 1件の予定価格が5,000万円以内の物品の貸借及び財産の賃借に関すること。</p> <p>6 工事及び公有財産の取得並びに前2号に掲げるもの以外の事項で歳出予算の執行を伴う事項の決定に関すること。</p> <p>7 すでに決裁された事項の範囲内における支出負担行為の決定に関すること。</p> <p>8 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 税外諸収入金の調定収入（非常勤職員等の雇用保険個人負担分の調定収入を除く。）に関すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 物品の取得（寄附の受納の決定を除く。）、管理及び処分並びにこれに伴う出納の通知に関すること。</p> <p>5 10万円以下の現金の寄附の受納に関すること。</p> <p>6 1件の予定価格が3,000万円以内の物品の貸借及び財産の賃借に関すること。</p> <p>7 工事及び公有財産の取得並びに前号に掲げるもの以外の事項で1件の価格が5,000万円以内の歳出予算の執行を伴う事項の決定に関すること。</p> <p>8 すでに決裁された事項の範囲内における1件の価格が5億円未満の支出負担行為の決定に関すること。</p> <p>9 略</p>

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県訓令第10号

本 庁  
地方機関

長崎県決裁規程（昭和42年長崎県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																																																
<p>(出納局長の決裁事項)</p> <p>第7条 出納局長は、次に掲げる事項について決裁することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>許可、認可等の行政処分</u>に関すること。</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>(14) <u>重要な審査請求及びその他の審査請求に対する判決に関すること。</u></p> <p>(15)～(19) 略</p> <p>(課長等の共通決裁事項)</p> <p>第9条 本庁の課長等は、次に掲げる事項について決裁することができる。</p> <p>(1)～(51) 略</p> <p>(52) <u>所属における特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の雇用に関すること。</u></p> <p>(53) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(地方機関の長の共通決裁事項)</p> <p>第10条 地方機関の長は、別に定めのあるものを除くほか、次に掲げる事項について決裁することができる(保健所長及び家畜保健衛生所長を除く)。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) <u>所属における特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の雇用に関すること。</u></p> <p>(22) 略</p> <p>別表第3 (第12条関係)</p> <p>総務部 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課(室)</th> <th>副知事の決裁事項</th> <th>部長の決裁事項</th> <th>課長の決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人事課</td> <td></td> <td>1～3 略</td> <td>1及び2 略 3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年長崎県人事委員会規則第1号)第13条第20号及び第26号の規定による特別休暇の承認に関すること。 4～8 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>地域振興部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課(室)</th> <th>副知事の決裁事項</th> <th>部長の決裁事項</th> <th>課長の決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村課</td> <td></td> <td>1及び2 略  3及び4 略</td> <td>1 県事務の委任に伴う財産負担の調整に関すること。 2～12 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課(室)</th> <th>副知事の決裁事項</th> <th>部長の決裁事項</th> <th>課長の決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通政策課</td> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>県民生活環境部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課(室)</th> <th>副知事の決裁事項</th> <th>部長の決裁事項</th> <th>課長の決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民生活環境課</td> <td></td> <td>1 長崎県環境基本条例(平成9年長崎県条例第47号。以下本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</td> <td>1 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	人事課		1～3 略	1及び2 略 3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年長崎県人事委員会規則第1号)第13条第20号及び第26号の規定による特別休暇の承認に関すること。 4～8 略	課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	市町村課		1及び2 略  3及び4 略	1 県事務の委任に伴う財産負担の調整に関すること。 2～12 略	課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	交通政策課		略		課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	県民生活環境課		1 長崎県環境基本条例(平成9年長崎県条例第47号。以下本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	1 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	<p>(出納局長の決裁事項)</p> <p>第7条 出納局長は、次に掲げる事項について決裁することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>許可承認</u>に関すること。</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>(14)～(18) 略</p> <p>(課長等の共通決裁事項)</p> <p>第9条 本庁の課長等は、次に掲げる事項について決裁することができる。</p> <p>(1)～(51) 略</p> <p>(52) 所属における<u>非常勤職員</u>の雇用に関すること。</p> <p>(53) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(地方機関の長の共通決裁事項)</p> <p>第10条 地方機関の長は、別に定めのあるものを除くほか、次に掲げる事項について決裁することができる(保健所長及び家畜保健衛生所長を除く)。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) 所属における<u>非常勤職員</u>の雇用に関すること。</p> <p>(22) 略</p> <p>別表第3 (第12条関係)</p> <p>総務部 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課(室)</th> <th>副知事の決裁事項</th> <th>部長の決裁事項</th> <th>課長の決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人事課</td> <td></td> <td>1～3 略</td> <td>1及び2 略 3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年長崎県人事委員会規則第1号)第13条第19号及び第25号の規定による特別休暇の承認に関すること。 4～8 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>企画振興部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課(室)</th> <th>副知事の決裁事項</th> <th>部長の決裁事項</th> <th>課長の決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村課</td> <td></td> <td>1及び2 略 3 県事務の委任に伴う財産負担の調整に関すること。 4及び5 略</td> <td>1～11 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課(室)</th> <th>副知事の決裁事項</th> <th>部長の決裁事項</th> <th>課長の決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新幹線・総合交通対策課</td> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>県民生活部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課(室)</th> <th>副知事の決裁事項</th> <th>部長の決裁事項</th> <th>課長の決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民協働課</td> <td></td> <td>1 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	人事課		1～3 略	1及び2 略 3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年長崎県人事委員会規則第1号)第13条第19号及び第25号の規定による特別休暇の承認に関すること。 4～8 略	課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	市町村課		1及び2 略 3 県事務の委任に伴う財産負担の調整に関すること。 4及び5 略	1～11 略	課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	新幹線・総合交通対策課		略		課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	県民協働課		1 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	
課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項																																																														
人事課		1～3 略	1及び2 略 3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年長崎県人事委員会規則第1号)第13条第20号及び第26号の規定による特別休暇の承認に関すること。 4～8 略																																																														
課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項																																																														
市町村課		1及び2 略  3及び4 略	1 県事務の委任に伴う財産負担の調整に関すること。 2～12 略																																																														
課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項																																																														
交通政策課		略																																																															
課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項																																																														
県民生活環境課		1 長崎県環境基本条例(平成9年長崎県条例第47号。以下本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	1 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。																																																														
課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項																																																														
人事課		1～3 略	1及び2 略 3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年長崎県人事委員会規則第1号)第13条第19号及び第25号の規定による特別休暇の承認に関すること。 4～8 略																																																														
課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項																																																														
市町村課		1及び2 略 3 県事務の委任に伴う財産負担の調整に関すること。 4及び5 略	1～11 略																																																														
課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項																																																														
新幹線・総合交通対策課		略																																																															
課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項																																																														
県民協働課		1 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。																																																															

ア 条例第9条第1項の規定による環境基本計画の策定  
 イ 条例第9条第3項の規定による環境審議会に対する諮問  
 ウ 条例第9条第4項の規定による環境基本計画の公表  
 エ 条例第9条第5項の規定による環境基本計画の変更に関する諮問及び公表  
 オ 条例第10条の規定による年次報告書の作成及び公表  
 カ 条例第28条の規定による環境審議会委員の任命  
 キ 条例第32条の規定による専門調査員の任命  
 2 公害紛争処理法(昭和45年法律第108号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。  
 ア 法第18条第1項の規定による公害審査委員候補者の委嘱  
 イ 法第26条第1項の規定による申請書の受理  
 ウ 法第27条第1項の規定による申請書の受理  
 エ 法第27条第2項の規定による通知の受理  
 オ 法第27条第3項の規定による関係県知事との協議  
 カ 法第27条第5項の規定による中央委員会に対する関係書類の送付  
 キ 法第28条第2項の規定によるあっせん委員の指名  
 ク 法第31条第2項の規定による調停委員の指名  
 ケ 法第39条第2項の規定による仲裁委員の指名  
 コ 法第46条の規定による報告書の受理  
 サ 法第49条第2項の規定による公害苦情相談員の任命  
 シ 法第49条の2の規定による市町村に対する報告の要求  
 3 公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例(昭和45年長崎県条例第55号)第6条の規定による手数料の減免又は納付の猶予に関すること。  
 4 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例(平成20年長崎県条例第15号。以下本号中「条例」と

ア 法第12条(法第25条第5項及び法第34条第5項で準用される場合を含む。)の規定による特定非営利活動法人の設立、定款の変更及び合併の認証  
 イ 法第13条第3項の規定による認証の取消し  
 ウ 法第17条の3及び第17条の4の規定による特定非営利活動法人の仮理事及び特別代理人の選任  
 エ 法第31条第2項及び第32条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定及び解散に伴う残余財産の譲渡に係る認証  
 オ 法第41条から第43条までの規定による特定非営利活動法人に対する監督  
 カ 法第45条(法第51条第5項及び法第63条第5項で準用される場合を含む。)の規定による特定非営利活動法人の認定、認定の有効期間の更新及び認定特定非営利活動法人等の合併の認定  
 キ 法第59条の規定による特定非営利活動法人の特例認定  
 ク 法第64条から第67条までの規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人に対する監督

2 略

ア 法第12条(法第25条第5項及び法第34条第5項で準用される場合を含む。)の規定による特定非営利活動法人の設立、定款の変更及び合併の認証  
 イ 法第13条第3項の規定による認証の取消し  
 ウ 法第17条の3及び第17条の4の規定による特定非営利活動法人の仮理事及び特別代理人の選任  
 エ 法第31条第2項及び第32条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定及び解散に伴う残余財産の譲渡に係る認証  
 オ 法第41条から第43条までの規定による特定非営利活動法人に対する監督  
 カ 法第45条(法第51条第5項及び法第63条第5項で準用される場合を含む。)の規定による特定非営利活動法人の認定、認定の有効期間の更新及び認定特定非営利活動法人等の合併の認定  
 キ 法第59条の規定による特定非営利活動法人の特例認定  
 ク 法第64条から第67条までの規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人に対する監督

略

		いう。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア 条例第18条第1項及び第2項の規定による勧告 イ 条例第18条第3項の規定による公表	
--	--	---	--

--	--	--	--

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
生活衛生課		1～3 略 4 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア 略 イ 法第51条に規定する条例で定める基準  ウ 略 5～9 略 10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア 法第21条第1項の規定による指定検査機関の指定 イ 略 ウ 法第29条第2項の規定による指定検査機関の事業計画等の報告書の受理  エ 法第31条の規定による指定検査機関に対する命令  オ 法第33条の規定による食鳥検査の指定の取消し及び公示 カ及びキ 略 11～16 略	1～11 略 12 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア～ウ 略 エ 法第14条第1項から第3項までに規定する変更の届出の受理 オ及びカ 略 キ 法第22条の6第3項に規定する命令 ク 法第23条に規定する勧告及び命令 ケ 法第24条第1項に規定する報告及び検査 コ 法第25条に規定する勧告及び命令等  サ～セ 略 13～17 略

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
生活衛生課		1～3 略 4 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア 略 イ 法第50条第2項及び第51条に規定する条例で定める基準 ウ 略 5～9 略 10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア 法第21条第1項の規定による食鳥検査の委任 イ 略 ウ 法第29条第2項及び第3項の規定による指定検査機関の事業計画等に対する意見及び報告書の受理 エ 法第31条第2項の規定による指定検査機関に対する指示 オ 法第34条の規定による食鳥検査の委任の解除及び公示 カ及びキ 略 11～16 略	1～11 略 12 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア～ウ 略 エ 法第14条第1項及び第2項に規定する変更の届出の受理 オ及びカ 略  キ 法第23条第1項から第3項までに規定する勧告及び命令 ク 法第25条第1項から第3項までに規定する勧告及び命令等 ケ～シ 略 13～17 略

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
地域環境課		1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第10条の規定による公害防止統括者等の解任命令に関する こと。 2 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア 法第9条の規定によるばい煙発生施設の計画の変更命令又は計画の廃止命令 イ 法第14条の規定によるばい煙発生施設の改善命令又	1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア 法第3条第3項の規定による公害防止統括者の選任届の受理 イ 法第4条第3項の規定による公害防止管理者の選任届の受理 ウ 法第5条第3項の規定による公害防止主任管理者の選任届の受理 エ 法第6条第2項の規定による公害防止管理者の代理者及び公害防止主

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項

は使用の一時停止命令	任管理者の代理者の選任届の受理
ウ 法第17条第3項の規定によるばい煙発生施設及び特定施設に係る事故時の措置命令	オ 法第6条の2第2項の規定による地位の承継届の受理
エ 法第17条の8の規定による揮発性有機化合物排出施設の計画の変更命令又は計画の廃止命令	カ 法第11条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査
オ 法第17条の11の規定による揮発性有機化合物排出施設の改善命令又は使用の一時停止命令	キ 法第11条第3項の規定による職員の身分証明書の交付
カ 法第18条の4の規定による一般粉じん発生施設に対する基準適合命令又は使用の一時停止命令	2 大気汚染防止法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。
キ 法第18条の8の規定による特定粉じん発生施設に対する計画変更命令又は計画の廃止命令	ア 法第6条第1項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理
ク 法第18条の11の規定による特定粉じん発生施設に対する改善命令又は使用の一時停止命令	イ 法第7条第1項の規定によるばい煙発生施設の使用の届出の受理
ケ 法第18条の16の規定による特定粉じんの排出等作業に係る計画変更命令	ウ 法第8条第1項の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理
コ 法第18条の19の規定による特定粉じん排出等作業に係る基準適合命令又は作業の一時停止命令	エ 法第10条第2項の規定によるばい煙発生施設の設置等に係る実施の制限期間の短縮
サ 法第18条の26の規定による水銀排出施設の計画の変更命令又は計画の廃止命令	オ 法第11条の規定によるばい煙発生施設の氏名、所在地等の変更又は使用廃止の届出の受理
シ 法第18条の29の規定による水銀排出施設の改善命令又は使用の一時停止命令	カ 法第12条第3項の規定によるばい煙発生施設の承継の届出の受理
ス 法第21条第1項の規定による自動車排出ガスの測定に基づく公安委員会に対する措置要請	キ 法第17条の5第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理
セ 法第21条第3項の規定による自動車排出ガスの測定に基づく道路管理者又は関係行政機関の長に対する意見の陳述	ク 法第17条の6第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の使用の届出の受理
ソ 法第23条第1項の規定による緊急事態の発生の周知及びばい煙若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量の減少又は自動車の運行の自主的制限についての協力の要請	ケ 法第17条の7第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理
タ 法第23条第2項の規定によるばい	コ 法第17条の13第1項において準用する法第10条第2項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置、構造の変更等に係る実施の制限期間の短縮
	サ 法第17条の13第2項において準用する法第11条及び法第12条第3項の規定による揮発性有機化合物排出施設に係る届出の受理
	シ 法第18条第1項の規定による一般

<p>煙量又は揮発性有機化合物濃度の減少、使用の制限等の措置命令及び公安委員会に対する措置の要請</p> <p>チ 法第24条第1項の規定による大気汚染の状況の公表</p> <p>ツ 法第27条第3項の規定による行政機関の長に対するばい煙発生施設等に係る措置の要請</p> <p>テ 法第28条第2項の規定によるばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設等の資料の送付その他の協力の要請又は大気汚染の防止に関する意見の陳述</p> <p>3 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第8条の規定による特定施設の構造、使用の方法等に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止命令</p> <p>イ 法第13条第1項及び第3項並びに第13条の2第1項の規定による特定施設の構造、使用の方法等の改善命令又は使用の一時停止命令</p> <p>ウ 法第13条の4の規定による総量排出削減計画の達成のための指導、助言及び勧告</p> <p>エ 法第14条の2第4項の規定による有害物質又は油に係る事故時の応急措置命令</p> <p>オ 法第14条の3第1項及び第2項の規定による地下水の水質浄化のための措置命令</p> <p>カ 法第14条の8の規定による生活排水対策重点地域の指定及び変更</p> <p>キ 法第14条の9第6項の規定による生活排水対策の推進に関する助言及び勧告</p> <p>ク 法第16条の規定による水質測定計画の作成</p> <p>ケ 法第17条の規定による水質汚濁状況の公表</p> <p>コ 法第18条の規定による緊急事態の発生の周知及び排水を排出する者に対する排水の量の減少等の措置命令</p> <p>サ 法第21条第1項</p>	<p>粉じん発生施設の設置の届出の受理</p> <p>ス 法第18条第3項の規定による一般粉じん発生施設の構造、使用の方法等の変更の届出の受理</p> <p>セ 法第18条の2第1項の規定による一般粉じん発生施設の使用の届出の受理</p> <p>ソ 法第18条の6第1項の規定による特定粉じん発生施設の設置の届出の受理</p> <p>タ 法第18条の6第3項の規定による特定粉じん発生施設の構造、使用の方法等の変更の届出の受理</p> <p>チ 法第18条の7第1項の規定による特定粉じん発生施設の使用の届出の受理</p> <p>ツ 法第18条の13第1項において準用する法第10条第2項の規定による特定粉じん発生施設の設置、構造の変更等に係る実施の制限期間の短縮</p> <p>テ 法第18条の13第2項において準用する法第11条及び第12条第3項の規定による一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設に係る届出の受理</p> <p>ト 法第18条の15第1項及び第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理</p> <p>ナ 法第18条の23第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受理</p> <p>ニ 法第18条の24第1項の規定による水銀排出施設の使用の届出の受理</p> <p>ヌ 法第18条の25第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>ネ 法第18条の31第1項において準用する法第10条第2項の規定による水銀排出施設の設置及び構造等の変更に係る実施の制限期間の短縮</p> <p>ノ 法第18条の31第2項において準用する法第11条及び第12条第3項の規定による水銀排出施設に係る氏名の変更等及び承継の届出の受理</p> <p>ハ 法第20条の規定による自動車排出ガスの濃度の測定</p> <p>ヒ 法第22条の規定</p>
--	---

<p>の規定による長崎県環境審議会に対する諮問</p> <p>シ 法第23条第3項の規定による行政機関の長に対する特定施設に係る措置の要請</p> <p>ス 法第24条第2項の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する資料の送付その他の協力の要請及び水質汚濁の防止に関する意見の陳述</p> <p>4 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第3条第1項の規定により騒音について規制する地域の指定</p> <p>イ 法第3条第2項の規定による地域指定に伴う関係市町村長の意見の聴取</p> <p>ウ 法第3条第3項の規定による指定地域の指定、変更等に伴う公示</p> <p>エ 法第4条第1項の規定による騒音規制基準の設定</p> <p>オ 法第4条第3項の規定による規制基準の設定等に伴う公示</p> <p>カ 法第19条第1項の規定による自動車騒音の状況の公表</p> <p>キ 法第22条の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する特定施設の状況等の資料の送付その他の協力の要請又は騒音の防止に関する意見の陳述</p> <p>5 振動規制法（昭和51年法律第64号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第3条第1項の規定により振動について規制する地域の指定</p> <p>イ 法第3条第2項の規定による地域指定に伴う関係町長の意見の聴取</p> <p>ウ 法第3条第3項の規定による振動規制地域の指定、変更等に伴う公示</p> <p>エ 法第4条第1項の規定による振動規制基準の設定</p> <p>オ 法第4条第3項の規定による規制基準の設定、変更</p>	<p>による大気汚染状況の常時監視</p> <p>フ 法第26条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査</p> <p>ヘ 法第26条第3項の規定による職員の身分証明書の交付</p> <p>ホ 法附則第10項の規定による指定物質排出施設に対する勧告</p> <p>マ 法附則第11項の規定による指定物質排出施設に対する報告の徴収</p> <p>3 水質汚濁防止法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第5条の規定による特定施設の設置の届出の受理</p> <p>イ 法第6条の規定による特定施設の使用の届出の受理</p> <p>ウ 法第7条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>エ 法第9条第2項の規定による特定施設の設置、構造の変更等に係る実施の制限期間の短縮</p> <p>オ 法第10条の規定による特定施設の氏名、所在地等の変更又は使用廃止の届出の受理</p> <p>カ 法第11条第3項の規定による特定施設の承継の届出の受理</p> <p>キ 法第14条第3項の規定による測定手法の届出の受理</p> <p>ク 法第14条の2第1項から第3項までの規定による事故の状況及び措置の概要の届出の受理</p> <p>ケ 法第15条の規定による水質汚濁の状況の常時監視</p> <p>コ 法第22条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査</p> <p>サ 法第22条第4項の規定による職員の身分証明書の交付</p> <p>4 騒音規制法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第18条第1項の規定による自動車騒音の状況の常時監視</p> <p>イ 法第18条第2項の規定による自動車騒音の状況の常時監視の結果の環境大臣への報告</p>
---	--

	<p>等に伴う公示</p> <p>カ 法第20条の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する特定施設の状況等の資料の送付その他の協力の要請又は振動の防止に関する意見の陳述</p> <p>6 悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第3条の規定により悪臭について規制する地域の指定</p> <p>イ 法第4条第1項の規定による特定悪臭物質の種類ごとの規制基準の設定</p> <p>ウ 法第4条第2項の規定による悪臭原因物である気体及び悪臭原因物である水の規制基準の設定</p> <p>エ 法第5条の規定による規制地域の指定及び規制基準の設定、変更等に伴う関係市町村長の意見の聴取</p> <p>オ 法第6条の規定による規制地域の指定及び規制基準の設定、変更等に伴う公示</p> <p>カ 法第21条第1項の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する悪臭の防止に係る資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力要請</p> <p>7 ダイオキシシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第10条第1項の規定による総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定</p> <p>イ 法第15条の規定による特定施設の計画の変更命令又は計画の廃止命令</p> <p>ウ 法第16条の規定による大気基準適用施設が設置される総量規制基準適用事業場に係る措置命令</p> <p>エ 法第22条第1項の規定による特定施設に対する改善命令又は使用の一時停止命令</p> <p>オ 法第22条第3項の規定による総量</p>	<p>5 ダイオキシシン類対策特別措置法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第12条第1項の規定による特定施設の設置の届出の受理</p> <p>イ 法第13条第1項及び第2項の規定による特定施設の設置の届出の受理</p> <p>ウ 法第14条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>エ 法第17条第2項の規定による特定施設等の設置、構造の変更等に係る実施の制限期間の短縮</p> <p>オ 法第18条の規定による特定施設の氏名、所在地等の変更又は使用廃止の届出の受理</p> <p>カ 法第19条第3項の規定による特定施設の承継の届出の受理</p> <p>キ 法第26条第1項及び第2項の規定によるダイオキシシン類の汚染状況の常時監視及び結果の報告</p> <p>ク 法第27条第5項の規定による職員的身分証明書の交付</p> <p>ケ 法第28条第4項の規定による設置者による測定の結果の公表</p> <p>コ 法第34条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>サ 法第34条第3項の規定による職員的身分証明書の交付</p> <p>6 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 条例第15条第1項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の受理</p> <p>イ 条例第15条第2項の規定による変更後の温室効果ガス排出削減計画書の受理</p> <p>ウ 条例第16条の規定による温室効果ガス排出削減報告書の受理</p> <p>エ 条例第22条から第24条まで、第27条第3項及び第31条第2項の規定による汚水等に係る届出の受理</p> <p>オ 条例第26条第2項の規定による汚</p>	
--	--	---	--

規制基準適用事業場に設置される大気基準適用施設に対する改善命令	水等に係る実施の制限期間の短縮
カ 法第23条第3項の規定による事故時の措置命令	カ 条例第81条第1号の規定による報告の徴収等
キ 法第27条第1項及び第3項の規定によるダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定及び結果の公表	キ 条例第81条第2号の規定による報告の徴収等
ク 法第29条第1項の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定	ク 条例第82条第1項の規定による検査
ケ 法第30条第1項の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策地域の区域の変更等	ケ 条例第82条第4項の規定による職員の身分証明書の交付
コ 法第31条第1項の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策計画の策定	7 長崎県環境影響評価条例（以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。
サ 法第32条第1項の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策計画の変更	ア 条例第14条第1項の規定による対象事業に係る判定の届出の受理
シ 法第35条第3項の規定による行政機関の長に対する特定施設に係る措置の要請	イ 条例第35条の規定による事業修正の届出の受理
ス 法第36条第2項の規定による関係行政機関の長等に対する特定施設の状態等に関する資料の送付その他の協力の要請及びダイオキシン類等による環境の汚染の防止又はその除去等に関する意見の陳述	ウ 条例第36条第1項の規定による事業内容の修正の場合の対象事業に係る判定の届出の受理
8 環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	エ 条例第42条の規定による事業着手の届出の受理
ア 法第3条の7第1項の規定による第1種事業に係る配慮書についての意見の陳述	8 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。
イ 法第3条の10第2項の規定による第2種事業に係る配慮書についての意見の陳述	ア 法第5条第3項の規定による届出の受理及び意見の付与
ウ 法第4条第2項の規定による第2種事業に係る意見の陳述	イ 法第6条第3項の規定による対応化学物質分類名による届出に関する通知の受理
エ 法第10条第1項の規定による方法書についての意見の陳述	ウ 法第7条第2項の規定による対応化学物質分類名による届出に関する決定に係る通知の受理
オ 法第20条第1項の規定による準備書についての意見の陳述	エ 法第7条第3項の規定による第一種指定化学物質の名称に係る通知の受理
9 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項	オ 法第7条第5項の規定による対応化学物質分類名についての主務大臣へ説明の要求
	カ 法第8条第2項の規定によるフェイル記録事項に関する通知の受理
	キ 法第8条第4項の規定によるフェイル記録事項の集計結果に関する通知の受理
	ク 法第8条第5項の規定によるフェ

	<p>に関すること。</p> <p>ア 条例第32条又は第35条の規定による緊急事態の発生に伴うばい煙等の量の減少等の措置命令</p> <p>イ 条例第42条第1項の規定による停止勧告及び同条第2項の規定による停止命令</p> <p>ウ 条例第83条第1項の規定による長崎県環境審議会の意見の聴取(同項第1号及び第2号に掲げるものに限る。)</p> <p>10 長崎県環境影響評価条例(平成11年長崎県条例第27号。以下本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 条例第6条第1項及び第2項の規定による技術指針の制定及び改定</p> <p>イ 条例第11条第1項の規定による配慮書についての意見の陳述</p> <p>ウ 条例第14条第4項の規定による対象事業についての判定及び措置</p> <p>エ 条例第22条第1項の規定による方法書についての意見の陳述</p> <p>オ 条例第30条第1項の規定による公聴会の開催</p> <p>カ 条例第31条第1項の規定による準備書についての意見の陳述</p> <p>キ 条例第40条第2項の規定による許可等の権限を有する者に対する配慮要請</p> <p>ク 条例第43条第2項の規定による事後調査計画書の内容の変更の要請</p> <p>ケ 条例第44条第3項の規定による環境保全のための措置の要請</p> <p>コ 条例第52条第1項の規定による事業実施状況の報告又は資料の提出及び立入調査</p> <p>サ 条例第53条第1項から第3項までの規定による勧告及び公表</p> <p>11 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第3条第2項の規定による長崎県内においてのみ調査を行おうとす</p>
	<p>イル記録事項の集計及び結果の公表に関すること。</p> <p>ケ 法第13条の規定による行政機関の長に対する資料の提供及び意見の申述</p> <p>9 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)第9条の規定による磁気ディスクの受理に関すること。</p> <p>10 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成13年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号。以下本号中「規則」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 規則第12条第1項の規定による電子情報処理組織の使用に係る届出書の受理</p> <p>イ 規則第12条第2項の規定による識別番号及び暗証番号の通知</p> <p>ウ 規則第12条第3項の規定による電子情報処理組織に関する届出事項に係る変更、当該組織の使用の廃止の届出書の受理</p> <p>エ 規則第12条第4項の規定による電子情報処理組織の使用の停止</p> <p>オ 規則第13条第1項の規定による磁気ディスク提出票の受理</p> <p>11 土壌汚染対策法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第3条第1項の規定による報告の受理</p> <p>イ 法第3条第1項ただし書の規定による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認</p> <p>ウ 法第3条第3項の規定による通知</p> <p>エ 法第3条第4項の規定による報告又は報告内容の是正の命令</p> <p>オ 法第12条第1項から第3項までの規定による届出の受理</p> <p>カ 法第22条第1項の規定による許可</p>

る者の指定	キ 法第23条第1項
イ 法第5条第1項	の規定による変更
の規定による調査	の許可
の実施及び報告の	ク 法第23条第3項
命令	の規定による変更
ウ 法第5条第2項	届の受理
の規定による調査	ケ 法第23条第4項
の実施及び公告	の規定による届出
エ 法第6条第1項	の受理
及び第2項の規定	コ 法第27条の2第
による要措置区域	1項の規定による
の指定及び公示	譲渡及び譲受の承
オ 法第6条第4項	認
及び第5項の規定	サ 法第27条の3第
による要措置区域	1項の規定による
の解除及び公示	合併及び分割の承
カ 法第7条第1	認
項、第2項及び第	シ 法第27条の4第
4項の規定による	1項の規定による
汚染の除去等の指	申請の承認
示及び措置命令	ス 法第35条の規定
キ 法第12条第4項	による変更届の受
の規定による土地	理
の形質の変更の計	セ 法第37条第1項
画変更命令	の規定による業務
ク 法第24条の規定	規程の届出の受理
による汚染土壌処	ソ 法第40条の規定
理業者への改善命	による届出の受理
令	タ 法第54条第1項
ケ 法第25条の規定	の規定による指定
による汚染土壌処	区域に係る報告の
理業者の許可の取	徴収及び立入検査
消し等	チ 法第54条第4項
コ 法第27条第2項	の規定による立入
の規定による措置	検査
命令	ツ 法第54条第7項
サ 法第36条第3項	の規定による職員
の規定による改善	の身分証明書の交
命令	付
シ 法第39条の規定	テ 法第55条の規定
による適合命令	による協議
ス 法第42条の規定	12 土壌汚染対策法施
による指定の取消	行規則（平成14年環
し	境省令第29号）第57
セ 法第43条の規定	条の規定による職員
による公示	の身分証明書の交付
ソ 法第56条第2項	13 フロン類の使用の
の規定による資料	合理化及び管理の適
送付の要請及び意	正化に関する法律
見の陳述	（以下本号中「法」と
12 フロン類の使用の	いう。）の施行に係
合理化及び管理の適	る事務のうち、次に
正化に関する法律	掲げる事項に関する
（平成13年法律第64	こと。
号。以下本号中「法	ア 法第17条の規定
」という。）の施行に	による指導及び助
係る事務のうち、次	言
に掲げる事項に関す	イ 法第20条第4項
ること。	及び第5項による
ア 法第18条の規定	通知の受理及び公
による勧告、公表	表
及び命令	ウ 法第23条第4項
イ 法第29条の規定	の規定による通知
による登録の拒否	の受理
及び通知	エ 法第27条第2項
ウ 法第30条第2項	の規定による申請
において準用する	の受理
法第29条の規定に	オ 法第28条の規定
による登録の更新の	による登録の実施
拒否及び通知	及び通知
エ 法第31条第2項	カ 法第30条第2項
において準用する	において準用する
法第29条の規定に	法第27条第2項及
による変更事項の登	び第28条の規定に
録の拒否及び通知	による申請の受理、
オ 法第35条第1項	登録の更新の実施
の規定による登録	及び通知
の取消し又は業務	キ 法第31条第1項
の全部若しくは一	の規定による変更
部の停止	届の受理
カ 法第35条第2項	ク 法第31条第2項
において準用する	において準用する
法第29条第2項の	法第28条の規定に

	<p>規定による処分 の通知</p> <p>キ 法第49条の規定 による勧告及び命 令</p> <p>13 特定特殊自動車排 出ガスの規制等に關 する法律（平成17年 法律第51号）第18条 第1項の規定による 技術基準適合命令に 関すること。</p> <p>14 地球温暖化対策の 推進に関する法律 （平成10年法律第117 号。以下本号中「法」 という。）の施行に 係る事務のうち、次 に掲げる事項に關す ること。</p> <p>ア 法第20条の3の 規定による実行計 画の策定、変更及 び公表</p> <p>イ 法第24条第1項 の規定による地域 地球温暖化防止活 動推進センターの 指定</p> <p>ウ 法第24条第4項 の規定による改善 命令</p> <p>エ 法第24条第5項 の規定による指定 の取消し</p>	<p>よる変更事項の登 録の実施及び通知</p> <p>ケ 法第32条の規定 による登録簿の閲 覧</p> <p>コ 法第33条第1項 の規定による廃業 等の届出の受理</p> <p>サ 法第34条の規定 による登録の抹消</p> <p>シ 法第45条第4項 の規定による報告 の受理</p> <p>ス 法第47条第3項 及び第4項の規定 による報告の受理 及び通知</p> <p>セ 法第48条の規定 による指導及び助 言</p> <p>ソ 法第91条第1項 の規定による報告 の徴収</p> <p>タ 法第92条第1項 の規定による立入 検査</p> <p>チ 法第92条第2項 の規定による身分 証明書の交付</p> <p>14 特定特殊自動車排 出ガスの規制等に關 する法律（以下本号 中「法」という。）の 施行に係る事務のう ち、次に掲げる事項 に關すること。</p> <p>ア 法第18条第2項 の規定による主務 大臣への報告</p> <p>イ 法第28条第2項 の規定による指導 及び助言</p> <p>ウ 法第28条第3項 の規定による主務 大臣への報告</p> <p>エ 法第29条第2項 の規定による報告 の徴収</p> <p>オ 法第29条第4項 の規定による主務 大臣への報告</p> <p>カ 法第30条第2項 の規定による立入 検査</p> <p>キ 法第30条第4項 の規定による主務 大臣への報告</p> <p>ク 法第30条第5項 の規定による職員 の身分証明書の交 付</p> <p>15 地球温暖化対策の 推進に関する法律第 23条第1項の規定に よる地球温暖化防止 活動推進員の委嘱に 關すること。</p>
--	---	---

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
水環境対 策課	<p>1 下水道法（昭 和33年法律第79 号。以下本号に おいて「法」と いう。）の施行に 係る事務のうち、 次に掲げる事項 に關すること。</p> <p>ア 法第2条の 2第1項及び 第9項の規定 に基づく流域 別下水道整備</p>	<p>1 下水道法（昭和32年 法律第177号。以下 本号中「法」という。） の施行に係る事務の うち、次に掲げる事 項に關すること。</p> <p>ア 法第35条の規定 による水道事業及 び水道用水供給事 業の認可の取消し</p> <p>イ 法第36条の規定 による改善指示等</p> <p>ウ 法第37条の規定</p>	<p>1 下水道法（以下本号 中「法」という。）の 施行に係る事務のう ち、次に掲げる事項 に關すること。</p> <p>ア 法第6条第1項 の規定による水道 事業の認可</p> <p>イ 法第10条第1項 の規定による水道 事業の変更の許可</p> <p>ウ 法第11条の規定 による水道事業の</p>

<p>総合計画の策定及び変更</p> <p>イ 法第2条の2第7項の規定に基づく国土交通大臣との協議</p> <p>ウ 法第3条第2項の規定に基づく関係市町村との協議並びに公共下水道の設置等</p> <p>エ 法第25条の11第1項及び第7項の規定に基づく事業計画の策定及び変更</p> <p>オ 法第26条第2項の規定に基づく関係市町村との協議及び都市下水道の設置等</p> <p>カ 法第31条の2の規定に基づく費用の負担命令及び市町村の意見の聴取</p>	<p>による給水停止命令</p> <p>エ 法第40条第1項及び第4項の規定による水道用水の緊急応援命令及び供給の対価の裁定</p> <p>2 長期水需給計画の策定に關すること。</p> <p>3 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に關すること。</p> <p>ア 法第53条第3項の規定による身分証明書の交付</p> <p>イ 法第57条の規定による指定検査機関の指定</p> <p>4 長崎県浄化槽保守点検業者の登録に關する条例（昭和60年長崎県条例第34号。以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に關すること。</p> <p>ア 条例第6条第1項の規定による登録の拒否</p> <p>イ 条例第13条第2項の規定による登録の取消し及び事業の停止命令</p> <p>ウ 条例第14条第3項の規定による身分証明書の交付</p> <p>5 下水道法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に關すること。</p> <p>ア 法第2条の2第6項、第7項及び第9項の規定に基づく流域下水道総合整備計画に係る関係県及び関係市町村の意見の聴取</p> <p>イ 法第25条の10第2項の規定に基づく流域下水道設置等に係る関係市町村との協議</p> <p>ウ 法第4条第1項の規定に基づく事業計画及び変更の認可</p> <p>エ 法第25条の11第3項及び第7項の規定に基づく関係市町村の意見の聴取</p> <p>オ 法第25条の14の規定に基づく流域下水道の供用開始等の通知</p> <p>カ 法第37条第1項及び第3項の規定に基づく公共下水道管理者又は都市下水道管理者に対する工事又は維持管理に關する指示</p> <p>キ 法第37条の2の規定に基づく改善命令等</p> <p>ク 法第38条の規定に基づく監督処分等（行政代執行を</p>	<p>休止及び廃止の許可</p> <p>エ 法第14条第6項の規定による水道事業の供給条件の変更の認可</p> <p>オ 法第26条の規定による水道用水供給事業の認可</p> <p>カ 法第30条第1項の規定による水道用水供給事業の変更の認可</p> <p>キ 法第31条において準用する法第11条の規定による水道用水供給事業の休止及び廃止の許可</p> <p>ク 法第32条の規定による専用下水道の敷設工事設計の確認</p> <p>ケ 法第39条の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>2 長崎県給水船取締条例（昭和24年長崎県条例第67号）の規定による給水船の届出及び使用の禁止等に關すること。</p> <p>3 長崎県浄化槽保守点検業者の登録に關する条例（以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に關すること。</p> <p>ア 条例第5条第1項の規定による登録</p> <p>イ 条例第7条第1項の規定による変更届出の受理</p> <p>ウ 条例第8条の規定による廃棄等の届出の受理</p> <p>エ 条例第9条第1項の規定による登録の抹消</p> <p>4 都市計画法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に關すること（下水道に關することに限る。）</p> <p>ア 法第56条第1項の規定による事業予定地内の土地の買取り</p> <p>イ 法第80条の規定による報告、勧告及び援助等</p>
--	--	---

		<p>除く。)</p> <p>ケ 法第39条の規定に基づく関係大臣への報告</p> <p>6 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する(下水道に関することに限る。))</p> <p>ア 法第55条第2項の規定による土地の指定等の申出</p> <p>イ 法第59条の規定による事業の認可及び認可の申請</p> <p>ウ 法第63条の規定による事業計画の変更</p>	
--	--	--	--

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
資源循環推進課		<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する(下水道に関することに限る。))</p> <p>ア 法第9条の2第1項の規定による命令</p> <p>イ 法第9条の2の2第1項及び第2項の規定による許可の取消し</p> <p>ウ 法第9条の2の4第5項の規定による認定の取消し</p> <p>エ 法第9条の3第3項(同条第9項及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による命令</p> <p>オ 法第9条の3第10項(第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による命令</p> <p>カ 法第12条の6第3項の規定による命令</p> <p>キ 法第12条の7第10項の規定による認定の取消し</p> <p>ク 法第14条の3(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による命令</p> <p>ケ 法第14条の3の2(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し</p> <p>コ 法第15条の2の7の規定による命令</p> <p>サ 法第15条の3第1項又は第2項の規定による許可の取消し</p> <p>シ 法第15条の3の3第5項の規定による認定の取消し</p> <p>ス 法第15条の17第</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する(下水道に関することに限る。))</p> <p>ア 法第8条第1項の規定による許可</p> <p>イ 法第8条の2第5項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による使用前検査</p> <p>ウ 法第8条の2の2第1項の規定による定期検査</p> <p>エ 法第8条の5第4項の規定による通知(第15条の2の4において準用する場合を含む。))</p> <p>オ 法第9条第1項の規定による変更許可</p> <p>カ 法第9条第3項(第9条の3第11項、第9条の3の3第3項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>キ 法第9条第4項(第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>ク 法第9条第5項(第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による廃止の確認</p> <p>ケ 法第9条第6項及び第7項(第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>コ 法第9条の2の3第2項の規定による廃止の確認</p>

1 項の規定による指定及び同条第4項の規定による解除	サ 法第9条の2の4第1項の規定による認定
セ 法第15条の19第4項の規定による命令	シ 法第9条の3第1項及び第8項(第8項については第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理
ソ 法第19条第3項の規定による身分証明書の交付	ス 法第9条の3の2第1項の規定による協議及び同意
タ 法第19条の3第2号(法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による命令	セ 法第9条の3の3第1項の規定による届出の受理
チ 法第19条の5(法第17条の2第3項及び第19条の10第2項において準用する場合を含む。)及び第19条の6第1項の規定による命令	ソ 法第9条の5第1項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による許可
ツ 法第19条の11の規定による命令	タ 法第9条の6第1項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による認可
テ 法第20条の規定による環境衛生指導員の任命	チ 法第9条の7第2項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理
ト 法第21条の2第2項の規定による命令	ツ 法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項の規定による届出の受理
ナ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下本号中「令」という。)第13条の規定により都道府県知事が行うこととされる法第15条の14の規定による命令	テ 法第12条第9項及び第12条の2第10項の規定による計画の受理
ニ 令第22条の規定による登録の取消し	ト 法第12条第10項及び第12条の2第11項の規定による報告の受理
ス 長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成7年長崎県規則第32号)第29条の規定による指定の取消し及び事業の停止等	ナ 法第12条の3第7項の規定による報告書の受理
2 下水道法第37条第3項の規定による指示に関すること。	ニ 法第12条の6第1項の規定による勧告及び第2項の規定による公表
3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	ス 法第12条の7第1項及び第7項の規定による認定及び変更認定
ア 法第20条の規定による命令	ネ 法第12条の7第9項の規定による届出の受理
イ 法第43条第2項の規定による身分証明書の交付	ノ 法第14条第1項及び第6項の規定による許可
4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	ハ 法第14条の2第1項の規定による変更許可
ア 法第7条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定等	ヒ 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項から第5項の規定による届出の受理
	フ 法第14条の4第1項及び第6項の規定による許可
	ヘ 法第14条の5第1項の規定による変更許可
	ホ 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項から第5項の規定による届出

イ 法第12条の規定による改善命令	の受理
ウ 法第13条の規定による代執行	マ 法第15条第1項の規定による許可
エ 法第25条第2項(第19条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する身分証明書の交付	ミ 法第15条の2第5項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による使用前検査
5 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	ム 法第15条の2の2第1項の規定による定期検査
ア 法第20条第3項及び第90条第3項の規定による措置命令	メ 法第15条の2の5の規定による届出の受理
イ 法第51条及び第58条の規定による登録の取消し等	モ 法第15条の2の6第1項の規定による変更許可
ウ 法第66条及び第72条において準用する法第66条の規定による許可の取消し等	ヤ 法第15条の3の2第2項の規定による廃止の確認
エ 法第131条第3項の規定による身分証明書の交付	ヨ 法第15条の3の3第1項の規定による認定
6 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例(以下本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	ユ 法第15条の13の規定による報告の徴取及び立入検査
ア 条例第73条第1項の規定によるごみの投げ捨て等防止重点地区の指定	エ 法第15条の19第1項から第3項までの規定による届出の受理
イ 条例第73条第2項(第73条第3項、第75条第3項及び第78条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定、変更等の告示	ヨ 法第17条の2第1項の規定による届出の受理
ウ 条例第75条第1項の規定による喫煙禁止地区の指定	ラ 法第18条第1項(法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴取
エ 条例第78条第1項の規定による自動販売機設置届出地区の指定	リ 法第19条第1項(法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査
オ 条例第80条第1項の規定による自動販売機設置基準の策定	ル 法第20条の2第1項の規定による登録
カ 条例第83条第1項の規定による長崎県環境審議会の意見の聴取(同項第9号から第12号までに掲げるものに限る。)	レ 法第21条の2第1項の規定による届出の受理
キ 条例第83条第2項の規定による関係市町の長の意見の聴取(同項第9号から第12号までに掲げるものに限る。)	ロ 法第23条の3第1項及び第2項の規定による意見聴取
ク 条例第83条第3項の規定による関係行政機関との協議	ワ 法第23条の4の規定による意見の受理
ケ 条例第85条の規定による適用の除	ヅ 法第23条の5の規定による照会等
	ン 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下本号中「令」という。)第5条の5(令第7条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理
	あ 令第6条の7の2の規定による届出の受理
	い 令第16条の4の規定による届出の受理
	う 令第20条及び第21条の規定による届出の受理
	え 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35

<p>外 コ 長崎県未来につ ながる環境を守り 育てる条例施行規 則（平成20年長崎 県規則第18号の 6）第46条第2項 の規定による指導 員の任命</p>	<p>号。以下本号中「規 則」という。）第4 条の17の規定によ る報告書の受理 お 規則第5条の5 の11（第12条の11 の11で準用する場 合を含む。）の規 定による報告書の 受理 か 規則第8条の2 の6（第8条の13 の6で準用する場 合を含む。）の規 定による届出の受 理 き 規則第8条の29 の規定による報告 書の受理 く 規則第8条の38 の規定による報告 書の受理 け 規則第8条の38 の11の規定による 報告書の受理 こ 規則第9条第2 号及び第10条の3 第2号の規定によ る指定 さ 規則第12条の7 の15の規定による 報告書の受理 し 規則第12条の7 の17第5項の規定 による届出の受理 2 建設工事に係る資 材の再資源化等に関 する法律（以下本号 中「法」という。）の 施行に係る事務のう ち、次に掲げる事項 に関する事 ア 法第19条の規定 による助言又は勸 告 イ 法第42条第2項 の規定による報告 の徴収 ウ 法第43条第1項 の規定による立入 検査 3 ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物の適正な処 理の推進に関する特 別措置法（以下本号 中「法」という。）の 施行に係る事務のう ち、次に掲げる事項 に関する事 ア 法第8条第1項 （法第15条及び第 19条において読み 替えて準用する場 合を含む。）の規 定による保管及び 処分の状況等の届 出の受理 イ 法第9条の規定 による保管等の状 況の公表 ウ 法第10条第2項 （法第15条及び第 19条において読み 替えて準用する場 合を含む。）の規 定による処分終了 又は廃棄終了の届 出の受理 エ 法第10条第3項 第2号又は第18条 第2項第2号の規 定による特例処分 期限日に係る届出</p>
---	---

の受理  
オ 法第10条第4項  
 (第19条において  
 読み替えて準用す  
 る場合を含む。)の  
 規定による特例処  
 分期限日に係る届  
 出事項変更の届出  
 の受理  
カ 法第11条に規定  
 する指導及び助言  
キ 法第16条第2項  
 (第19条において  
 読み替えて準用す  
 る場合を含む。)の  
 規定による承継の  
 届出の受理  
ク 法第24条(第19  
 条において読み替  
 えて準用する場合  
 を含む。)に規定す  
 る報告の徴収  
ケ 法第25条第1項  
 (第19条において  
 読み替えて準用す  
 る場合を含む。)に  
 規定する立入検査  
 等  
コ ポリ塩化ビフェ  
 ニル廃棄物の適正  
 な処理の推進に関  
 する特別措置法施  
 行規則(平成13年  
 環境省令第23号。  
 以下本号中「規則  
 という。)第10条第  
 2項、第11条、第  
 21条及び第28条の  
 規定による保管又  
 は所在場所の変更  
 の届出の受理  
サ 規則第26条第2  
 項及び第36条の規  
 定による譲受け届  
 出の受理  
 4 使用済自動車の再  
 資源化等に関する法  
 律(以下本号中「法  
 という。)の施行に  
 係る事務のうち、次  
 に掲げる事項に関す  
 ること。  
ア 法第19条の規定  
 による指導及び助  
 言  
イ 法第20条第1項  
 及び第2項の規定  
 による勧告  
ウ 法第42条第1項  
 の規定による登録  
エ 法第44条の規定  
 による登録の実施  
オ 法第45条の規定  
 による登録の拒否  
カ 法第46条におい  
 て準用する法第44  
 条の規定による変  
 更登録の実施  
キ 法第49条の規定  
 による登録の抹消  
ク 法第53条第1項  
 の規定による登録  
ケ 法第55条の規定  
 による登録の実施  
コ 法第56条の規定  
 による登録の拒否  
サ 法第57条におい  
 て準用する法第55  
 条の規定による変  
 更登録の実施  
シ 法第59条におい  
 て準用する法第49  
 条の規定による登

			<p>録の抹消</p> <p>ス 法第60条第1項の規定による許可</p> <p>セ 法第62条第2項の規定による不許可の通知</p> <p>ソ 法第67条第1項の規定による許可</p> <p>タ 法第69条第2項の規定による不許可の通知</p> <p>チ 法第70条第1項の規定による変更の許可</p> <p>ツ 法第88条第4項、第5項及び第6項の規定による報告の受理</p> <p>テ 法第90条第1項の規定による勧告</p> <p>ト 法第125条の規定による意見聴取</p> <p>ナ 法第126条の規定による意見の受理</p> <p>ニ 法第127条の規定による照会等</p> <p>ヌ 法第130条第1項及び第2項の規定による報告の徴取</p> <p>ネ 法第131条第1項の規定による立入検査</p> <p>5 長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱(平成5年長崎県告示第78号の2。以下本号中「要綱」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 要綱第7条の規定による処理施設の設置等に関する事前協議</p> <p>イ 要綱第18条の規定による県外産業廃棄物の処理の事前協議</p> <p>6 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例第79条の規定による届出の受理に関すること。</p>
--	--	--	---

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
自然環境課		<p>1 自然公園法(昭和32年法律第161号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第16条第2項から第4項までの規定による国定公園事業に関する協議及び認可等</p> <p>イ 法第20条第3項、第21条第3項及び第22条第3項の規定による国定公園に関する行為の許可(振興局長の決裁事項に係るものを除く。)</p> <p>2 温泉法(昭和23年法律第125号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務の</p>	<p>1 自然公園法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第17条の規定による国定公園事業に関する報告徴収及び立入検査</p> <p>イ 法第20条第3項各号に掲げる国立公園に関する行為のうち、自然公園法施行令(昭和32年政令第298号。以下本号中「政令」という。)附則第3項各号に掲げる事務</p> <p>ウ 法第20条第3項各号に掲げる国立公園に関する行為のうち、政令附則第6項の規定によ</p>

うち、次に掲げる事項に関する <u>こと</u> 。	り環境大臣に対して行う協議の申出等
ア 法第3条第1項、第7条の2第1項、第11条第1項、第14条の2第1項及び第14条の7第1項の規定による許可	エ 法第20条第6項から第8項まで、第21条第6項及び第7項、第22条第6項及び第7項並びに第33条第1項の規定による国定公園に関する届出の受理（振興局長の決裁事項に係るものを除く。）
イ 法9条第1項及び第14条の9第1項の規定による許可の取消し	オ 法第62条の規定による国定公園に関する実地調査及び同条第2項の規定による調査の通知等
ウ 法第19条第1項の規定による登録	2 温泉法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する <u>こと</u> 。
エ 法第32条第1項の規定による諮問	ア 法第6条第1項、第7条第1項、第14条の3第1項及び第14条の4第1項の規定による承認
3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する <u>こと</u> 。	イ 法第8条第1項、第14条の6第2項、第14条の8第1項、第20条及び第21条第1項の規定による届出の受理
ア 法第4条の規定による鳥獣保護管理事業計画の策定及び変更（農林部の業務に係るものを除く。）	ウ 法第14条の5第1項の規定による確認
イ 法第7条の規定による第一種特定鳥獣保護計画の策定及び変更（農山村対策室の業務に係るものを除く。）	3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する <u>こと</u> 。
ウ 法第7条の2の規定による第二種特定鳥獣管理計画の策定及び変更（農林部の業務に係るものを除く。）	ア 法第9条及び第19条並びに第20条の規定による捕獲又は採取の許可及び飼養登録票の発行並びに譲受けの届出の受理（振興局長の決裁事項に係るものを除く。）
エ 法第14条の2の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の策定（農林部の業務に係るものを除く。）	イ 法第10条の規定による措置命令等（農林部の業務に係るものを除く。）
オ 法第28条及び第29条の規定による鳥獣保護区及び特別保護地区の指定等	ウ 法第14条の2の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業の確認及び委託（農林部の業務に係るものを除く。）
カ 法第29条第7項の規定による許可	エ 法第22条の規定による措置命令等（農林部の業務に係るものを除く。）
キ 法第30条の規定による措置命令等	オ 法第24条の規定による販売許可
ク 法第78条第1項の規定による鳥獣保護管理員の委嘱	カ 法第31条の規定による実地調査
4 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号。以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する <u>こと</u> 。	4 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する <u>こと</u> 。
ア 条例第43条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告	
イ 条例第44条第1項の規定による保全地域の指定、同条第2項（同条第7項及び条例第51条第2項において	

準用する場合を含む。)の規定による  
 公告、同条第4項  
 (同条第7項及び  
 条例第51条第2項  
 において準用する  
 場合を含む。)の  
 規定による公聴会  
 の開催及び同条第  
 5項(同条第7項、  
 条例第47条第2  
 項、条例第48条第  
 2項及び条例第51  
 条第2項において  
 準用する場合を含  
 む。)の規定による  
 告示  
 ウ 条例第45条第1  
 項の規定による保  
 全計画の決定及び  
 同条第3項(同条  
 第4項において準  
 用する場合を含  
 む。)の規定による  
 公告  
 エ 条例第46条の規  
 定による保全事業  
 の執行、協議及び  
 認可  
 オ 条例第47条第1  
 項の規定による特  
 別地区の指定、同  
 条第3項の規定に  
 よる木竹の伐採方  
 法等の指定、同条  
 第4項第7号の規  
 定による湿原等の  
 指定及び同項第8  
 号の規定による地  
 区の指定  
 カ 条例第47条第4  
 項の規定による許  
 可及び同条第10項  
 の規定による協議  
 キ 条例第48条第1  
 項の規定による野  
 生動植物保護地区  
 の指定  
 ク 条例第48条第3  
 項第6号の規定に  
 よる許可  
 ケ 条例第49条第2  
 項の規定による行  
 為の禁止若しくは  
 制限又は措置命  
 令、同条第3項の  
 規定による期間の  
 延長及び同条第5  
 項の規定による期  
 間の短縮  
 コ 条例第50条の規  
 定による希少野生  
 動植物種の指定  
 サ 条例第51条第1  
 項の規定による希  
 少野生動植物種保  
 存地域の指定  
 シ 条例第52条第1  
 項の規定による保  
 護増殖事業計画の  
 策定及び同条第3  
 項(同条第4項に  
 おいて準用する場  
 合を含む。)の規  
 定による公告  
 ス 条例第53条の規  
 定による保護増殖  
 事業の執行、同意  
 及び認定  
 セ 条例第54条第2  
 項及び第3項の規  
 定による保護増殖  
 事業の協議又は認

ア 条例第47条第7  
 項及び第9項の規  
 定による届出の受  
 理並びに第11項の  
 規定による通知の  
 受理  
 イ 条例第49条第1  
 項の規定による届  
 出の受理及び同条  
 第6項の規定によ  
 る通知の受理  
 ウ 条例第51条第3  
 項第5号の規定に  
 よる許可及び同項  
 第6号の規定によ  
 る協議  
 エ 条例第53条第7  
 項の規定による報  
 告の徴収  
 オ 条例第59条第1  
 項の規定による実  
 地調査及び同条第  
 2項の規定による  
 調査の通知等  
 カ 条例第81条第1  
 項の規定による報  
 告の徴収(第3号  
 に掲げるものに限  
 る。)及び第82条  
 第2項及び第3項  
 の規定による立入  
 検査等  
 5 雲仙公園使用条例  
 (昭和26年長崎県条  
 例第87号)第2条の  
 規定による使用の許  
 可(電柱、埋設物等  
 に係るものに限る。)  
 6 長崎県立自然公園  
 条例(以下本号中  
 「条例」という。)の  
 施行に係る事務のう  
 ち、次に掲げる事項  
 に関すること。  
 ア 条例第11条第1  
 項、第12条、第13  
 条第2項、第18条  
 第5項から第7項  
 まで及び第20条第  
 1項の規定による  
 届出の受理  
 イ 条例第17条の規  
 定による報告徴収  
 及び立入検査  
 ウ 条例第22条第1  
 項の規定による報  
 告徴収並びに同条  
 第2項の規定によ  
 る立入検査及び立  
 入調査  
 エ 条例第37条第1  
 項の規定による実  
 地調査及び同条第  
 2項の規定による  
 調査の通知等

	<p>定の取消し</p> <p>ソ 条例第55条の規定による自然環境保全協定の締結</p> <p>タ 条例第56条第2項の規定による希少野生動植物種保存協定の認定</p> <p>チ 条例第58条第1項の規定による中止命令、原状回復命令又は措置命令</p> <p>ツ 条例第58条第2項の規定による自然保護取締員の任命</p> <p>テ 条例第60条第1項及び第2項の規定による損失の補償</p> <p>ト 条例第63条の規定による原因者負担金の徴収</p> <p>ナ 条例第64条の規定による受益者負担金の徴収</p> <p>ニ 条例第68条第1項の規定による自然環境監視員の委嘱</p> <p>ス 条例第83条第1項の規定による長崎県環境審議会の意見聴取（第3号から第8号に掲げるものに限る。）</p> <p>ネ 条例第83条第2項の規定による関係市町の長の意見聴取（同条第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げるものに限る。）</p> <p>5 雲仙公園使用条例（昭和26年長崎県条例第87号。以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 条例第2条の規定による使用の許可（電柱、埋設物等に係るものを除く。）</p> <p>イ 条例第4条第2項の規定による使用料の減免</p> <p>ウ 条例第5条の規定による使用の許可の取消し</p> <p>6 長崎県立自然公園条例（昭和33年長崎県条例第21号。以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 条例第9条第2項の規定による協議及び同条第3項の規定による認可</p> <p>イ 条例第18条第3項の規定による許可</p> <p>ウ 条例第38条第1項の規定による協議</p>	
--	--	--

環境部

課 (室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
環境政策課		<p>1 長崎県環境基本条例（平成9年長崎県条例第47号。以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの。</p> <p>ア 条例第9条第1項の規定による環境基本計画の策定</p> <p>イ 条例第9条第3項の規定による環境審議会に対する諮問</p> <p>ウ 条例第9条第4項の規定による環境基本計画の公表</p> <p>エ 条例第9条第5項の規定による環境基本計画の変更に関する諮問及び公表</p> <p>オ 条例第10条の規定による年次報告書の作成及び公表</p> <p>カ 条例第28条の規定による環境審議会委員の任命</p> <p>キ 条例第32条の規定による専門調査員の任命</p> <p>2 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの。</p> <p>ア 法第18条第1項の規定による公害審査委員候補者の委嘱</p> <p>イ 法第26条第1項の規定による申請書の受理</p> <p>ウ 法第27条第1項の規定による申請書の受理</p> <p>エ 法第27条第2項の規定による通知の受理</p> <p>オ 法第27条第3項の規定による関係県知事との協議</p> <p>カ 法第27条第5項の規定による中央委員会に対する関係書類の送付</p> <p>キ 法第28条第2項の規定によるあっせん委員の指名</p> <p>ク 法第31条第2項の規定による調停委員の指名</p> <p>ケ 法第39条第2項の規定による仲裁委員の指名</p> <p>コ 法第46条の規定による報告書の受理</p> <p>サ 法第49条第2項の規定による公害苦情相談員の任命</p> <p>シ 法第49条の2の規定による市町村に対する報告の要求</p> <p>3 公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例</p>	<p>1 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの。</p> <p>ア 条例第15条第1項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の受理</p> <p>イ 条例第15条第2項の規定による変更後の温室効果ガス排出削減計画書の受理</p> <p>ウ 条例第16条の規定による温室効果ガス排出削減報告書の受理</p> <p>エ 条例第81条第1号の規定による報告の徴収等</p> <p>2 地球温暖化対策の推進に関する法律第23条第1項の規定による地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関するもの。</p>

(昭和45年長崎県条例第55号)第6条の規定による手数料の減免又は納付の猶予に関すること。  
 4 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例(平成20年長崎県条例第15号。以下本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。  
 ア 条例第18条第1項及び第2項の規定による勧告  
 イ 条例第18条第3項の規定による公表  
 5 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。  
 ア 法第20条の3の規定による実行計画の策定、変更及び公表  
 イ 法第24条第1項の規定による地域地球温暖化防止活動推進センターの指定  
 ウ 法第24条第4項の規定による改善命令  
 エ 法第24条第5項の規定による指定の取消し

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
地域環境課		1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第10条の規定による公害防止統括者等の解任命令に関すること。 2 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第9条の規定によるばい煙発生施設の計画の変更命令又は計画の廃止命令 イ 法第14条の規定によるばい煙発生施設の改善命令又は使用の一時停止命令 ウ 法第17条第3項の規定によるばい煙発生施設及び特定施設に係る事故時の措置命令 エ 法第17条の8の規定による揮発性有機化合物排出施設の計画の変更命令又は計画の廃止命令 オ 法第17条の11の	1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第3条第3項の規定による公害防止統括者の選任届の受理 イ 法第4条第3項の規定による公害防止管理者の選任届の受理 ウ 法第5条第3項の規定による公害防止主任管理者の選任届の受理 エ 法第6条第2項の規定による公害防止管理者の代理者及び公害防止主任管理者の代理者の選任届の受理 オ 法第6条の2第2項の規定による地位の承継届の受理 カ 法第11条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査 キ 法第11条第3項の規定による職員的身分証明書の交付

		<p>規定による揮発性有機化合物排出施設の改善命令又は使用の一時停止命令</p> <p>カ 法第18条の4の規定による一般粉じん発生施設に対する基準適合命令又は使用の一時停止命令</p> <p>キ 法第18条の8の規定による特定粉じん発生施設に対する計画変更命令又は計画の廃止命令</p> <p>ク 法第18条の11の規定による特定粉じん発生施設に対する改善命令又は使用の一時停止命令</p> <p>ケ 法第18条の16の規定による特定粉じんの排出等作業に係る計画変更命令</p> <p>コ 法第18条の19の規定による特定粉じん排出等作業に係る基準適合命令又は作業の一時停止命令</p> <p>サ 法第18条の26の規定による水銀排出施設の計画の変更命令又は計画の廃止命令</p> <p>シ 法第18条の29の規定による水銀排出施設の改善命令又は使用の一時停止命令</p> <p>ス 法第21条第1項の規定による自動車排出ガスの測定に基づく公安委員会に対する措置要請</p> <p>セ 法第21条第3項の規定による自動車排出ガスの測定に基づく道路管理者又は関係行政機関の長に対する意見の陳述</p> <p>ソ 法第23条第1項の規定による緊急事態の発生の周知及びばい煙若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量の減少又は自動車の運行の自主的制限についての協力の要請</p> <p>タ 法第23条第2項の規定によるばい煙量又は揮発性有機化合物濃度の減少、使用の制限等の措置命令及び公安委員会に対する措置の要請</p> <p>チ 法第24条第1項の規定による大気汚染の状況の公表</p> <p>ツ 法第27条第3項の規定による行政機関の長に対するばい煙発生施設等に係る措置の要請</p>	<p>2 大気汚染防止法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第6条第1項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理</p> <p>イ 法第7条第1項の規定によるばい煙発生施設の使用の届出の受理</p> <p>ウ 法第8条第1項の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>エ 法第10条第2項の規定によるばい煙発生施設の設置等に係る実施の制限期間の短縮</p> <p>オ 法第11条の規定によるばい煙発生施設の氏名、所在地等の変更又は使用廃止の届出の受理</p> <p>カ 法第12条第3項の規定によるばい煙発生施設の承継の届出の受理</p> <p>キ 法第17条の5第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理</p> <p>ク 法第17条の6第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の使用の届出の受理</p> <p>ケ 法第17条の7第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>コ 法第17条の13第1項において準用する法第10条第2項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置、構造の変更等に係る実施の制限期間の短縮</p> <p>サ 法第17条の13第2項において準用する法第11条及び法第12条第3項の規定による揮発性有機化合物排出施設に係る届出の受理</p> <p>シ 法第18条第1項の規定による一般粉じん発生施設の設置の届出の受理</p> <p>ス 法第18条第3項の規定による一般粉じん発生施設の構造、使用の方法等の変更の届出の受理</p> <p>セ 法第18条の2第1項の規定による一般粉じん発生施設の使用の届出の受理</p> <p>ソ 法第18条の6第</p>
--	--	---	---

<p>テ 法第28条第2項の規定によるばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設等の資料の送付その他の協力の要請又は大気の汚染の防止に関する意見の陳述</p>	<p>1項の規定による特定粉じん発生施設の設置の届出の受理</p>
<p>3 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p>	<p>タ 法第18条の6第3項の規定による特定粉じん発生施設の構造、使用の方法等の変更の届出の受理</p>
<p>ア 法第8条の規定による特定施設の構造、使用の方法等に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止命令</p>	<p>チ 法第18条の7第1項の規定による特定粉じん発生施設の使用の届出の受理</p>
<p>イ 法第13条第1項及び第3項並びに第13条の2第1項の規定による特定施設の構造、使用の方法等の改善命令又は使用の一時停止命令</p>	<p>ツ 法第18条の13第1項において準用する法第10条第2項の規定による特定粉じん発生施設の設置、構造の変更等に係る実施の制限期間の短縮</p>
<p>ウ 法第13条の4の規定による総量排出削減計画の達成のための指導、助言及び勧告</p>	<p>テ 法第18条の13第2項において準用する法第11条及び第12条第3項の規定による一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設に係る届出の受理</p>
<p>エ 法第14条の2第4項の規定による有害物質又は油に係る事故時の応急措置命令</p>	<p>ト 法第18条の15第1項及び第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理</p>
<p>オ 法第14条の3第1項及び第2項の規定による地下水の水質浄化のための措置命令</p>	<p>チ 法第18条の23第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受理</p>
<p>カ 法第14条の8の規定による生活排水対策重点地域の指定及び変更</p>	<p>三 法第18条の24第1項の規定による水銀排出施設の使用の届出の受理</p>
<p>キ 法第14条の9第6項の規定による生活排水対策の推進に関する助言及び勧告</p>	<p>ス 法第18条の25第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理</p>
<p>ク 法第16条の規定による水質測定計画の作成</p>	<p>ネ 法第18条の31第1項において準用する法第10条第2項の規定による水銀排出施設の設置及び構造等の変更に係る実施の制限期間の短縮</p>
<p>ケ 法第17条の規定による水質汚濁状況の公表</p>	<p>ノ 法第18条の31第2項において準用する法第11条及び第12条第3項の規定による水銀排出施設に係る氏名の変更等及び承継の届出の受理</p>
<p>コ 法第18条の規定による緊急事態の発生の周知及び排出水を排出する者に対する排出水の量の減少等の措置命令</p>	<p>ハ 法第20条の規定による自動車排出ガスの濃度の測定</p>
<p>サ 法第21条第1項の規定による長崎県環境審議会に対する諮問</p>	<p>ヒ 法第22条の規定による大気の汚染状況の常時監視</p>
<p>シ 法第23条第3項の規定による行政機関の長に対する特定施設に係る措置の要請</p>	<p>フ 法第26条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査</p>
<p>ス 法第24条第2項の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する資料の送付その他の協</p>	<p>ヘ 法第26条第3項の規定による職員の身分証明書の交付</p>
	<p>ホ 法附則第10項の規定による指定物質排出施設に対する勧告</p>

力の要請及び水質汚濁の防止に関する意見の陳述

4 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 法第3条第1項の規定により騒音について規制する地域の指定

イ 法第3条第2項の規定による地域指定に伴う関係市町村長の意見の聴取

ウ 法第3条第3項の規定による指定地域の指定、変更等に伴う公示

エ 法第4条第1項の規定による騒音規制基準の設定

オ 法第4条第3項の規定による規制基準の設定等に伴う公示

カ 法第19条第1項の規定による自動車騒音の状況の公表

キ 法第22条の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する特定施設の状況等の資料の送付その他の協力の要請又は騒音の防止に関する意見の陳述

5 振動規制法（昭和51年法律第64号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 法第3条第1項の規定により振動について規制する地域の指定

イ 法第3条第2項の規定による地域指定に伴う関係町長の意見の聴取

ウ 法第3条第3項の規定による振動規制地域の指定、変更等に伴う公示

エ 法第4条第1項の規定による振動規制基準の設定

オ 法第4条第3項の規定による規制基準の設定、変更等に伴う公示

カ 法第20条の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する特定施設の状況等の資料の送付その他の協力の要請又は振動の防止に関する意見の陳述

6 悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

マ 法附則第11項の規定による指定物質排出施設に対する報告の徴収

3 水質汚濁防止法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 法第5条の規定による特定施設の設定の届出の受理

イ 法第6条の規定による特定施設の使用の届出の受理

ウ 法第7条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理

エ 法第9条第2項の規定による特定施設の設置、構造の変更等に係る実施の制限期間の短縮

オ 法第10条の規定による特定施設の氏名、所在地等の変更又は使用廃止の届出の受理

カ 法第11条第3項の規定による特定施設の承継の届出の受理

キ 法第14条第3項の規定による測定手法の届出の受理

ク 法第14条の2第1項から第3項までの規定による事故の状況及び措置の概要の届出の受理

ケ 法第15条の規定による水質の汚濁の状況の常時監視

コ 法第22条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査

サ 法第22条第4項の規定による職員の身分証明書の交付

4 騒音規制法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 法第18条第1項の規定による自動車騒音の状況の常時監視

イ 法第18条第2項の規定による自動車騒音の状況の常時監視の結果の環境大臣への報告

5 ダイオキシン類対策特別措置法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 法第12条第1項の規定による特定施設の設置の届出の受理

イ 法第13条第1項及び第2項の規定による特定施設の設置の届出の受理

う。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 法第3条の規定により悪臭について規制する地域の指定

イ 法第4条第1項の規定による特定悪臭物質の種類ごとの規制基準の設定

ウ 法第4条第2項の規定による悪臭原因物である気体及び悪臭原因物である水の規制基準の設定

エ 法第5条の規定による規制地域の指定及び規制基準の設定、変更等に伴う関係市町村長の意見の聴取

オ 法第6条の規定による規制地域の指定及び規制基準の設定、変更等に伴う公示

カ 法第21条第1項の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する悪臭の防止に係る資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力要請

7 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 法第10条第1項の規定による総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定

イ 法第15条の規定による特定施設の計画の変更命令又は計画の廃止命令

ウ 法第16条の規定による大気基準適用施設が設置される総量規制基準適用事業場に係る措置命令

エ 法第22条第1項の規定による特定施設に対する改善命令又は使用の一時停止命令

オ 法第22条第3項の規定による総量規制基準適用事業場に設置される大気基準適用施設に対する改善命令

カ 法第23条第3項の規定による事故時の措置命令

キ 法第27条第1項及び第3項の規定によるダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定及び結果の公表

ウ 法第14条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理

エ 法第17条第2項の規定による特定施設等の設置、構造の変更等に係る実施の制限期間の短縮

オ 法第18条の規定による特定施設の名、所在地等の変更又は使用廃止の届出の受理

カ 法第19条第3項の規定による特定施設の承継の届出の受理

キ 法第26条第1項及び第2項の規定によるダイオキシン類の汚染状況の常時監視及び結果の報告

ク 法第27条第5項の規定による職員の身分証明書の交付

ケ 法第28条第4項の規定による設置者による測定の結果の公表

コ 法第34条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

サ 法第34条第3項の規定による職員の身分証明書の交付

6 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例(以下本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 条例第22条から第24条まで、第27条第3項及び第31条第2項の規定による汚水等に係る届出の受理

イ 条例第26条第2項の規定による汚水等に係る実施の制限期間の短縮

ウ 条例第81条第2号の規定による報告の徴収等

エ 条例第82条第1項の規定による検査

オ 条例第82条第4項の規定による職員の身分証明書の交付

7 長崎県環境影響評価条例(以下本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 条例第14条第1項の規定による対象事業に係る判定の届出の受理

イ 条例第35条の規定による事業修正の届出の受理

ウ 条例第36条第1項の規定による事

ク 法第29条第1項の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定	業内容の修正の場合の対象事業に係る判定の届出の受理
ケ 法第30条第1項の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策地域の区域の変更等	エ 条例第42条の規定による事業着手の届出の受理
コ 法第31条第1項の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策計画の策定	8 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。
サ 法第32条第1項の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策計画の変更	ア 法第5条第3項の規定による届出の受理及び意見の付与
シ 法第35条第3項の規定による行政機関の長に対する特定施設に係る措置の要請	イ 法第6条第3項の規定による対応化学物質分類名による届出に関する通知の受理
ス 法第36条第2校の規定による関係行政機関の長等に対する特定施設の状況等に関する資料の送付その他の協力の要請及びダイオキシン類等による環境の汚染の防止又はその除去等に関する意見の陳述	ウ 法第7条第2項の規定による対応化学物質分類名による届出に関する決定に係る通知の受理
8 環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	エ 法第7条第3項の規定による第一種指定化学物質の名称に係る通知の受理
ア 法第3条の7第1項の規定による第1種事業に係る配慮書についての意見の陳述	オ 法第7条第5項の規定による対応化学物質分類名についての主務大臣へ説明の要求
イ 法第3条の10第2項の規定による第2種事業に係る配慮書についての意見の陳述	カ 法第8条第2項の規定によるファイル記録事項に関する通知の受理
ウ 法第4条第2項の規定による第2種事業に係る意見の陳述	キ 法第8条第4項の規定によるファイル記録事項の集計結果に関する通知の受理
エ 法第10条第1項の規定による方法書についての意見の陳述	ク 法第8条第5項の規定によるファイル記録事項の集計及び結果の公表に関すること。
オ 法第20条第1項の規定による準備書についての意見の陳述	ケ 法第13条の規定による行政機関の長に対する資料の提供及び意見の申述
9 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例(以下本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	9 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)第9条の規定による磁気ディスクの受理に関すること。
ア 条例第32条又は第35条の規定による緊急事態の発生に伴うばい煙等の量の減少等の措置命令	10 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成13年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号。以下本号中「規則」という。)の施行に係る事務のうち、次に
イ 条例第42条第1項の規定による停止勧告及び同条第2項の規定による停止命令	
ウ 条例第83条第1項の規定による長	



による要措置区域の解除及び公示	区域に係る報告の徴取及び立入検査
カ 法第7条第1項、第2項及び第4項の規定による汚染の除去等の指示及び措置命令	チ 法第54条第4項の規定による立入検査
キ 法第12条第4項の規定による土地の形質の変更の計画変更命令	ツ 法第54条第7項の規定による職員の身分証明書の交付
ク 法第24条の規定による汚染土壌処理業者への改善命令	テ 法第55条の規定による協議
ケ 法第25条の規定による汚染土壌処理業者の許可の取消し等	12 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第57条の規定による職員の身分証明書の交付
コ 法第27条第2項の規定による措置命令	13 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。
サ 法第36条第3項の規定による改善命令	ア 法第17条の規定による指導及び助言
シ 法第39条の規定による適合命令	イ 法第20条第4項及び第5項による通知の受理及び公表
ス 法第42条の規定による指定の取消し	ウ 法第23条第4項の規定による通知の受理
セ 法第43条の規定による公示	エ 法第27条第2項の規定による申請の受理
ソ 法第56条第2項の規定による資料送付の要請及び意見の陳述	オ 法第28条の規定による登録の実施及び通知
12 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	カ 法第30条第2項において準用する法第27条第2項及び第28条の規定による申請の受理、登録の更新の実施及び通知
ア 法第18条の規定による勧告、公表及び命令	キ 法第31条第1項の規定による変更届の受理
イ 法第29条の規定による登録の拒否及び通知	ク 法第31条第2項において準用する法第28条の規定による変更事項の登録の実施及び通知
ウ 法第30条第2項において準用する法第29条の規定による登録の更新の拒否及び通知	ケ 法第32条の規定による登録簿の閲覧
エ 法第31条第2項において準用する法第29条の規定による変更事項の登録の拒否及び通知	コ 法第33条第1項の規定による廃業等の届出の受理
オ 法第35条第1項の規定による登録の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止	サ 法第34条の規定による登録の抹消
カ 法第35条第2項において準用する法第29条第2項の規定による処分の通知	シ 法第45条第4項の規定による報告の受理
キ 法第49条の規定による勧告及び命令	ス 法第47条第3項及び第4項の規定による報告の受理及び通知
13 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第18条第1項の規定による技術基準適合命令に関すること。	セ 法第48条の規定による指導及び助言
	ソ 法第91条第1項の規定による報告の徴取
	タ 法第92条第1項の規定による立入検査
	チ 法第92条第2項の規定による身分証明書の交付
	14 特定特殊自動車排

出ガスの規制等に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの。

ア 法第18条第2項の規定による主務大臣への報告

イ 法第28条第2項の規定による指導及び助言

ウ 法第28条第3項の規定による主務大臣への報告

エ 法第29条第2項の規定による報告の徴収

オ 法第29条第4項の規定による主務大臣への報告

カ 法第30条第2項の規定による立入検査

キ 法第30条第4項の規定による主務大臣への報告

ク 法第30条第5項の規定による職員の身分証明書の交付

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
水環境対策課	<p>1 下水道法（昭和33年法律第79号。以下本号において「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの。</p> <p>ア 法第2条の2第1項及び第9項の規定に基づく流域別下水道整備総合計画の策定及び変更</p> <p>イ 法第2条の2第7項の規定に基づく国土交通大臣との協議</p> <p>ウ 法第3条第2項の規定に基づく関係市町村との協議並びに公共下水道の設置等</p> <p>エ 法第25条の11第1項及び第7項の規定に基づく事業計画の策定及び変更</p> <p>オ 法第26条第2項の規定に基づく関係市町村との協議及び都市下水道の設置等</p> <p>カ 法第31条の2の規定に基づく費用の負担命令及び市町村の意見の聴取</p>	<p>1 下水道法（昭和32年法律第177号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの。</p> <p>ア 法第35条の規定による水道事業及び水道用水供給事業の認可の取消し</p> <p>イ 法第36条の規定による改善指示等</p> <p>ウ 法第37条の規定による給水停止命令</p> <p>エ 法第40条第1項及び第4項の規定による水道用水の緊急応援命令及び供給の対価の裁定</p> <p>2 長期水需給計画の策定に関するもの。</p> <p>3 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの。</p> <p>ア 法第53条第3項の規定による身分証明書の交付</p> <p>イ 法第57条の規定による指定検査機関の指定</p> <p>4 長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年長崎県条例第34号。以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの。</p> <p>ア 条例第6条第1項の規定による登録の拒否</p> <p>イ 条例第13条第2項の規定による登録の取消し及び事</p>	<p>1 下水道法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの。</p> <p>ア 法第6条第1項の規定による水道事業の認可</p> <p>イ 法第10条第1項の規定による水道事業の変更の許可</p> <p>ウ 法第11条の規定による水道事業の休止及び廃止の許可</p> <p>エ 法第14条第6項の規定による水道事業の供給条件の変更の認可</p> <p>オ 法第26条の規定による水道用水供給事業の認可</p> <p>カ 法第30条第1項の規定による水道用水供給事業の変更の認可</p> <p>キ 法第31条において準用する法第11条の規定による水道用水供給事業の休止及び廃止の許可</p> <p>ク 法第32条の規定による専用水道の敷設工事設計の確認</p> <p>ケ 法第39条の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>2 長崎県給水船取締条例（昭和24年長崎県条例第67号）の規定による給水船の届出及び使用の禁止等に関するもの。</p> <p>3 長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下本号中「条例」という。）</p>

		<p>業の停止命令</p> <p>ウ 条例第14条第3項の規定による身分証明書の交付</p> <p>5 下水道法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの。</p> <p>ア 法第2条の2第6項、第7項及び第9項の規定に基づく流域下水道総合整備計画に係る関係県及び関係市町村の意見の聴取</p> <p>イ 法第25条の10第2項の規定に基づく流域下水道設置等に係る関係市町村との協議</p> <p>ウ 法第4条第1項の規定に基づく事業計画及び変更の認可</p> <p>エ 法第25条の11第3項及び第7項の規定に基づく関係市町村の意見の聴取</p> <p>オ 法第25条の14の規定に基づく流域下水道の供用開始等の通知</p> <p>カ 法第37条第1項及び第3項の規定に基づく公共下水道管理者又は都市下水道管理者に対する工事又は維持管理に関する指示</p> <p>キ 法第37条の2の規定に基づく改善命令等</p> <p>ク 法第38条の規定に基づく監督処分等（行政代執行を除く。）</p> <p>ケ 法第39条の規定に基づく関係大臣への報告</p> <p>6 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの（下水道に関するものに限る。）。</p> <p>ア 法第55条第2項の規定による土地の指定等の申出</p> <p>イ 法第59条の規定による事業の認可及び認可の申請</p> <p>ウ 法第63条の規定による事業計画の変更</p>	<p>の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの。</p> <p>ア 条例第5条第1項の規定による登録</p> <p>イ 条例第7条第1項の規定による変更届出の受理</p> <p>ウ 条例第8条の規定による廃棄等の届出の受理</p> <p>エ 条例第9条第1項の規定による登録の抹消</p> <p>4 都市計画法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの（下水道に関するものに限る。）。</p> <p>ア 法第56条第1項の規定による事業予定地内の土地の買取り</p> <p>イ 法第80条の規定による報告、勧告及び援助等</p>
--	--	---	---

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
廃棄物対策課		<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの。</p> <p>ア 法第9条の2第1項の規定による命令</p> <p>イ 法第9条の2の</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの。</p> <p>ア 法第8条第1項の規定による許可</p> <p>イ 法第8条の2第5項（第9条第2項において準用す</p>

				<p>2 第1項及び第2項の規定による許可の取消し</p> <p>ウ 法第9条の3第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による命令</p> <p>エ 法第12条の6第3項の規定による命令</p> <p>オ 法第14条の3(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による命令</p> <p>カ 法第14条の3の2(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し</p> <p>キ 法第15条の2の7の規定による命令</p> <p>ク 法第15条の3第1項又は第2項の規定による許可の取消し</p> <p>ケ 法第15条の17第1項の規定による指定及び同条第4項の規定による解除</p> <p>コ 法第15条の19第4項の規定による命令</p> <p>サ 法第19条第3項の規定による身分証明書の交付</p> <p>シ 法第19条の3第2号(法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による命令</p> <p>ス 法第19条の5(法第17条の2第3項及び第19条の10第2項において準用する場合を含む。)及び第19条の6第1項の規定による命令</p> <p>セ 法第19条の11の規定による命令</p> <p>ソ 法第20条の規定による環境衛生指導員の任命</p> <p>タ 法第21条の2第2項の規定による命令</p> <p>チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下本号中「令」という。)第13条の規定により都道府県知事が行うこととされる法第15条の14の規定による命令</p> <p>ツ 令第22条の規定による登録の取消し</p> <p>テ 長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成7年長崎県規則第32号)第29条の規定による指定の取消し及び事</p>	<p>る場合を含む。)の規定による使用前検査</p> <p>ウ 法第8条の2の2第1項の規定による定期検査</p> <p>エ 法第9条第1項の規定による変更許可</p> <p>オ 法第9条第3項(第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>カ 法第9条第4項(第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>キ 法第9条第5項(第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による廃止の確認</p> <p>ク 法第9条の2の4第1項の規定による認定</p> <p>ケ 法第9条の3第1項及び第8項の規定による届出の受理</p> <p>コ 法第9条の5第1項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による許可</p> <p>サ 法第9条の6第1項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による認可</p> <p>シ 法第9条の7第2項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>ス 法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項の規定による届出の受理</p> <p>セ 法第12条第9項及び第12条の2第10項の規定による計画の受理</p> <p>ソ 法第12条第10項及び第12条の2第11項の規定による報告の受理</p> <p>タ 法第12条の3第7項の規定による報告書の受理</p> <p>チ 法第12条の6第1項の規定による勧告及び第2項の規定による公表</p> <p>ツ 法第12条の7第1項及び第7項の規定による認定及び変更認定</p> <p>テ 法第12条の7第9項の規定による届出の受理</p> <p>ト 法第14条第1項及び第6項の規定による許可</p>
--	--	--	--	--	--

業の停止等	ナ 法第14条の2第1項の規定による変更許可
2 下水道法第37条第3項の規定による指示に関する事	ニ 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項及び第4項の規定による届出の受理
3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事	ヌ 法第14条の4第1項及び第6項の規定による許可
ア 法第20条の規定による命令	ネ 法第14条の5第1項の規定による変更許可
イ 法第43条第2項の規定による身分証明書の交付	ノ 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項及び第4項の規定による届出の受理
4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事	ハ 法第15条第1項の規定による許可
ア 法第7条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定等	ヒ 法第15条の2第5項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による使用前検査
イ 法第12条の規定による改善命令	フ 法第15条の2の2第1項の規定による定期検査
ウ 法第13条の規定による代執行	ヘ 法第15条の2の5の規定による届出の受理
エ 法第25条第2項(第19条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する身分証明書の交付	ホ 法第15条の2の6第1項の規定による変更許可
5 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事	マ 法第15条の3の3第1項の規定による認定
ア 法第20条第3項及び第90条第3項の規定による措置命令	ミ 法第15条の13の規定による報告の徴取及び立入検査
イ 法第51条及び第58条の規定による登録の取消し等	ム 法第15条の19第1項、第2項及び第3項の規定による届出の受理
ウ 法第66条及び第72条において準用する法第66条の規定による許可の取消し等	メ 法第17条の2第1項の規定による届出の受理
エ 法第131条第3項の規定による身分証明書の交付	モ 法第18条第1項(法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴取
6 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例(以下本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事	ヤ 法第19条第1項(法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査
ア 条例第73条第1項の規定によるごみの投げ捨て等防止重点地区の指定	ユ 法第20条の2第1項の規定による登録
イ 条例第73条第2項(第73条第3項、第75条第3項及び第78条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定、変更等の告示	ヨ 法第21条の2第1項の規定による届出の受理
ウ 条例第75条第1	ラ 法第23条の3第1項及び第2項の規定による意見聴取
	リ 法第23条の4の規定による意見の受理
	ル 法第23条の5の規定による照会等
	レ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下本号中「令」という。)第5条の5(令第

項の規定による喫煙禁止地区の指定  
 エ 条例第78条第1項の規定による自動販売機設置届出地区の指定  
 オ 条例第80条第1項の規定による自動販売機設置基準の策定  
 カ 条例第83条第1項の規定による長崎県環境審議会の意見の聴取（同項第9号から第12号までに掲げるものに限る。）  
 キ 条例第83条第2項の規定による関係市町の長の意見の聴取（同項第9号から第12号までに掲げるものに限る。）  
 ク 条例第83条第3項の規定による関係行政機関との協議  
 ケ 条例第85条の規定による適用の除外  
 コ 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則（平成20年長崎県規則第18号の6）第46条第2項の規定による指導員の任命

7条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理  
 ロ 令第20条及び第21条の規定による届出の受理  
 ワ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下本号中「規則」という。）第5条の5第1項の規定による報告書の受理  
 ヲ 規則第9条第2号及び第10条の3第2号の規定による指定  
 2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの。  
 ア 法第19条の規定による助言又は勧告  
 イ 法第42条第2項の規定による報告の徴収  
 ウ 法第43条第1項の規定による立入検査  
 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するもの。  
 ア 法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による保管及び処分状況等の届出の受理  
 イ 法第9条の規定による保管等の状況の公表  
 ウ 法第10条第2項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による処分終了又は廃棄終了の届出の受理  
 エ 法第10条第3項第2号又は第18条第2項第2号の規定による特例処分期限日に係る届出の受理  
 オ 法第10条第4項（第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による特例処分期限日に係る届出事項変更の届出の受理  
 カ 法第11条に規定する指導及び助言  
 キ 法第16条第2項（第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の



項、第5項及び第6項の規定による報告の受理  
 テ 法第90条第1項の規定による勧告  
 ト 法第125条の規定による意見聴取  
 ナ 法第126条の規定による意見の受理  
 ニ 法第127条の規定による照会等  
 ス 法第130条第1項及び第2項の規定による報告の徴収  
 ネ 法第131条第1項の規定による立入検査  
 5 長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱(平成5年長崎県告示第78号の2。以下本号中「要綱」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。  
 ア 要綱第7条の規定による処理施設の設置等に関する事前協議  
 イ 要綱第18条の規定による県外産業廃棄物の処理の事前協議  
 6 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例第79条の規定による届出の受理に関すること。

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
自然環境課		1 自然公園法(昭和32年法律第161号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第16条第2項から第4項までの規定による国定公園事業に関する協議及び認可等 イ 法第20条第3項、第21条第3項及び第22条第3項の規定による国定公園に関する行為の許可(振興局長の決裁事項に係るものを除く。) 2 温泉法(昭和23年法律第125号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第3条第1項、第7条の2第1項、第11条第1項、第14条の2第1項及び第14条の7第1項の規定による許可 イ 法9条第1項及び第14条の9第1項の規定による許可の取消し ウ 法第19条第1項の規定による登録	1 自然公園法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第17条の規定による国定公園事業に関する報告徴収及び立入検査 イ 法第20条第3項各号に掲げる国立公園に関する行為のうち、自然公園法施行令(昭和32年政令第298号。以下本号中「政令」という。)附則第3項各号に掲げる事務 ウ 法第20条第3項各号に掲げる国立公園に関する行為のうち、政令附則第6項の規定により環境大臣に対して行う協議の申出等 エ 法第20条第6項から第8項まで、第21条第6項及び第7項、第22条第6項及び第7項並びに第33条第1項の規定による国定公園に関する届出の受理(振興局長の決裁事項に係るものを除く。) オ 法第62条の規定

<p>エ 法第32条第1項の規定による諮問</p> <p>3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第4条の規定による鳥獣保護管理事業計画の策定及び変更（農林部の業務に係るものを除く。）</p> <p>イ 法第7条の規定による第一種特定鳥獣保護計画の策定及び変更（農山村対策室の業務に係るものを除く。）</p> <p>ウ 法第7条の2の規定による第二種特定鳥獣管理計画の策定及び変更（農林部の業務に係るものを除く。）</p> <p>エ 法第14条の2の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の策定（農林部の業務に係るものを除く。）</p> <p>オ 法第28条及び第29条の規定による鳥獣保護区及び特別保護地区の指定等</p> <p>カ 法第29条第7項の規定による許可</p> <p>キ 法第30条の規定による措置命令等</p> <p>ク 法第78条第1項の規定による鳥獣保護管理員の委嘱</p> <p>4 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号。以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 条例第43条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告</p> <p>イ 条例第44条第1項の規定による保全地域の指定、同条第2項（同条第7項及び条例第51条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告、同条第4項（同条第7項及び条例第51条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催及び同条第5項（同条第7項、条例第47条第2項、条例第48条第2項及び条例第51条第2項において準用する場合を</p>	<p>による国定公園に関する実地調査及び同条第2項の規定による調査の通知等</p> <p>2 温泉法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第6条第1項、第7条第1項、第14条の3第1項及び第14条の4第1項の規定による承認</p> <p>イ 法第8条第1項、第14条の6第2項、第14条の8第1項、第20条及び第21条第1項の規定による届出の受理</p> <p>ウ 法第14条の5第1項の規定による確認</p> <p>3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第9条及び第19条並びに第20条の規定による捕獲又は採取の許可及び飼養登録票の発行並びに譲受けの届出の受理（振興局長の決裁事項に係るものを除く。）</p> <p>イ 法第10条の規定による措置命令等（農林部の業務に係るものを除く。）</p> <p>ウ 法第14条の2の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業の確認及び委託（農林部の業務に係るものを除く。）</p> <p>エ 法第22条の規定による措置命令等（農林部の業務に係るものを除く。）</p> <p>オ 法第24条の規定による販売許可</p> <p>カ 法第31条の規定による実地調査</p> <p>4 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（以下本号中「条例」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 条例第47条第7項及び第9項の規定による届出の受理並びに第11項の規定による通知の受理</p> <p>イ 条例第49条第1項の規定による届出の受理及び同条第6項の規定による通知の受理</p> <p>ウ 条例第51条第3項第5号の規定による許可及び同項第6号の規定によ</p>
---	---

む。)の規定による告示  
 ウ 条例第45条第1項の規定による保全計画の決定及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公告  
 エ 条例第46条の規定による保全事業の執行、協議及び認可  
 オ 条例第47条第1項の規定による特別地区の指定、同条第3項の規定による木竹の伐採方法等の指定、同条第4項第7号の規定による湿原等の指定及び同項第8号の規定による地区の指定  
 カ 条例第47条第4項の規定による許可及び同条第10項の規定による協議  
 キ 条例第48条第1項の規定による野生動植物保護地区の指定  
 ク 条例第48条第3項第6号の規定による許可  
 ケ 条例第49条第2項の規定による行為の禁止若しくは制限又は措置命令、同条第3項の規定による期間の延長及び同条第5項の規定による期間の短縮  
 コ 条例第50条の規定による希少野生動植物種の指定  
 サ 条例第51条第1項の規定による希少野生動植物種保存地域の指定  
 シ 条例第52条第1項の規定による保護増殖事業計画の策定及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公告  
 ス 条例第53条の規定による保護増殖事業の執行、同意及び認定  
 セ 条例第54条第2項及び第3項の規定による保護増殖事業の協議又は認定の取消し  
 ソ 条例第55条の規定による自然環境保全協定の締結  
 タ 条例第56条第2項の規定による希少野生動植物種保存協定の認定  
 チ 条例第58条第1項の規定による中止命令、原状回復命令又は措置命令  
 ツ 条例第58条第2項の規定による自然保護取締員の任

る協議  
 エ 条例第53条第7項の規定による報告の徴収  
 オ 条例第59条第1項の規定による実地調査及び同条第2項の規定による調査の通知等  
 カ 条例第81条第1項の規定による報告の徴収(第3号に掲げるものに限る。)及び第82条第2項及び第3項の規定による立入検査等  
 5 雲仙公園使用条例(昭和26年長崎県条例第87号)第2条の規定による使用の許可(電柱、埋設物等に係るものに限る。)  
 6 長崎県立自然公園条例(以下本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。  
 ア 条例第11条第1項、第12条、第13条第2項、第18条第5項から第7項まで及び第20条第1項の規定による届出の受理  
 イ 条例第17条の規定による報告徴収及び立入検査  
 ウ 条例第22条第1項の規定による報告徴収並びに同条第2項の規定による立入検査及び立入調査  
 エ 条例第37条第1項の規定による実地調査及び同条第2項の規定による調査の通知等

		<p>命</p> <p>テ 条例第60条第1項及び第2項の規定による損失の補償</p> <p>ト 条例第63条の規定による原因者負担金の徴収</p> <p>ナ 条例第64条の規定による受益者負担金の徴収</p> <p>ニ 条例第68条第1項の規定による自然環境監視員の委嘱</p> <p>ス 条例第83条第1項の規定による長崎県環境審議会の意見聴取(第3号から第8号に掲げるものに限る。)</p> <p>ネ 条例第83条第2項の規定による関係市町の長の意見聴取(同条第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げるものに限る。)</p> <p>5 雲仙公園使用条例(昭和26年長崎県条例第87号。以下本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 条例第2条の規定による使用の許可(電柱、埋設物等に係るものを除く。)</p> <p>イ 条例第4条第2項の規定による使用料の減免</p> <p>ウ 条例第5条の規定による使用の許可の取消し</p> <p>6 長崎県立自然公園条例(昭和33年長崎県条例第21号。以下本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 条例第9条第2項の規定による協議及び同条第3項の規定による認可</p> <p>イ 条例第18条第3項の規定による許可</p> <p>ウ 条例第38条第1項の規定による協議</p>	
--	--	--	--

福祉保健部  
略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
業務行政室		1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア及びイ 略 ウ 法第70条第1項から第3項までの規定による医薬品	1～5 略 6 大麻取締法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア～エ 略 オ 略 7 あへん法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務の

福祉保健部  
略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
業務行政室		1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア及びイ 略 ウ 法第70条第1項及び第2項の規定による医薬品等の	1～5 略 6 大麻取締法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア～エ 略 オ 法第20条の規定による大麻の処分 カ 略 7 あへん法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務の

	<p>等の廃棄等の措置命令 エ〜ク 略 2及び3 略 4 <u>覚醒剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）第8条第1項及び第30条の3の規定による<u>覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者並びに覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の指定の取消し及び業務又は研究の停止に関すること。</u> 5 略 6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、<u>覚醒剤取締法</u>及び<u>毒物及び劇物取締法</u>による聴聞に関すること。 7 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第8条第2項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条第2項、<u>あへん法</u>（昭和29年法律第71号）第44条第6項、<u>覚醒剤取締法</u>第34条及び<u>毒物及び劇物取締法</u>第19条第5項の規定による厚生労働大臣への意見具申に関すること。 8 略</p>	<p>うち、次に掲げる事項に関すること。 ア〜ウ 略 8 <u>覚醒剤取締法</u>（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第3条第1項及び第30条の2第1項の規定による<u>覚醒剤研究者等の指定</u> イ 法第9条第2項及び第3項、第12条第2項及び第3項、第22条の2、第23条、第24条第1項及び第2項、第30条、第30条の4第1項、第30条の13、第30条の14並びに第30条の15第1項及び第2項の規定による届出及び報告の受理（<u>法第30条の5</u>において準用する場合を含む。） ウ 法第10条第1項及び第11条第1項の規定による指定証の返納及び再交付（<u>法第30条の5</u>において準用する場合を含む。） エ 略 9 <u>毒物及び劇物取締法</u>（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第4条第2項及び第3項の規定による<u>毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録及び登録の更新</u> イ 略 ウ 法第7条第3項の規定による<u>毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者の毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理</u> エ 法第9条第1項の規定による<u>毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者の登録の変更</u> オ 法第10条第1項及び第2項並びに第21条第1項の規定による<u>毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者、特定毒物研究者及び特定毒物使用者の届出の受理</u> カ 法第18条第1項（<u>法第22条第4項</u>において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、立入検査及び取去（<u>長崎市及び佐世保市に限る。</u>）</p>		<p>廃棄等の措置命令 エ〜ク 略 2及び3 略 4 <u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）第8条第1項の規定による<u>覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定の取消し及び業務又は研究の停止に関すること。</u> 5 略 6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、<u>覚せい剤取締法</u>及び<u>毒物及び劇物取締法</u>による聴聞に関すること。 7 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第8条第2項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条第2項、<u>あへん法</u>（昭和29年法律第71号）第44条第6項、<u>覚せい剤取締法</u>第34条及び<u>毒物及び劇物取締法</u>第19条第5項の規定による厚生労働大臣への意見具申に関すること。 8 略</p>	<p>うち、次に掲げる事項に関すること。 ア〜ウ 略 エ 法第48条の規定による<u>あへんの処分</u> 8 <u>覚せい剤取締法</u>（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第3条第1項及び第30条の2第1項の規定による<u>覚せい剤研究者等の指定</u> イ 法第9条第2項及び第3項、第12条第2項及び第3項、第22条の2、第23条、第24条第1項及び第2項、第30条、第30条の4第1項、第30条の13、第30条の14並びに第30条の15第1項及び第2項の規定による届出及び報告 ウ 法第10条第1項及び第11条第1項の規定による指定証の返納及び再交付 エ 略 9 <u>毒物及び劇物取締法</u>（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第3条の2の規定による<u>特定毒物使用者の指定</u>（<u>長崎市及び佐世保市に限る。</u>） イ 略 ウ 法第10条第2項及び第21条第1項の規定による<u>毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者、特定毒物研究者及び特定毒物使用者の届出</u> エ 法第17条第2項（<u>法第22条第4項</u>において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、立入検査及び取去（<u>長崎市及び佐世保市に限る。</u>）</p>
--	--	--	--	--	---

		<p>キ <u>法第19条第1項の規定による毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者の設備改善の命令</u></p> <p>10 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下本号中「令」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。ア 略</p> <p>イ <u>令第13条第1号、第18条第1号及び第24条第1号の規定による実地で指導する者の指定（長崎市及び佐世保市に限る。）</u></p> <p>ウ <u>令第35条第1項及び第36条第1項の規定による毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者の登録票及び特定毒物研究者の許可証の書換交付及び再交付</u></p> <p>11～15 略</p>
--	--	--

		<p>オ <u>法第23条の3の規定による都道府県が処理する事務に関すること（法第19条第2項から第4項までに係るものを除く。）</u></p> <p>10 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下本号中「令」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。ア 略</p> <p>イ <u>令第13条、第18条及び第24条の規定による実地で指導する者の指定（長崎市及び佐世保市に限る。）</u></p> <p>ウ <u>令第35条第1項及び第36条第1項の規定による特定毒物研究者の許可証の書換交付及び再交付</u></p> <p>11～15 略</p>
--	--	---

略

略

産業労働部

産業労働部

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
産業政策課		1～6 略 7 <u>商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第5条の規定による事業継続力強化支援計画の認定に関する事。</u>	略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
産業政策課		1～6 略	略

略

略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
経営支援課		略	1～5 略 6 <u>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第3項並びに第15条第1項及び第2項の規定による経営革新計画の承認、変更の承認及び承認の取消しに関する事。</u>

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
経営支援課		略	1～5 略 6 <u>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条第3項並びに第9条第1項及び第2項の規定による経営革新計画の承認、変更の承認及び承認の取消しに関する事。</u>

略

略

水産部

水産部

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
漁政課	略	1 <u>水産業協同組合法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事（アからカまでの事項については、県北振興局（西海市に係る区域を除く。）、五島振興局、壱岐振興局及び対馬振興局の所管区域外にわたる水産業協同組合に関するものに限る。）。ア 略 イ 法第68条第2項</u>	1 <u>水産業協同組合法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事（アからケまでの事項については、県北振興局（西海市に係る区域を除く。）、五島振興局、壱岐振興局及び対馬振興局の所管区域外にわたる水産業協同組合に関するものに限る。）。ア 略 ア～ケ 略</u>

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
漁政課	略	1 <u>水産業協同組合法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事（アからカまでの事項については、県北振興局（西海市に係る区域を除く。）、五島振興局、壱岐振興局及び対馬振興局の所管区域外にわたる水産業協同組合に関するものに限る。）。ア 略 イ 法第68条第2項</u>	1 <u>水産業協同組合法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事（アからケまでの事項については、県北振興局（西海市に係る区域を除く。）、五島振興局、壱岐振興局及び対馬振興局の所管区域外にわたる水産業協同組合に関するものに限る。）。ア～ケ 略</u>

		<p>(第96条第5項において準用する場合を含む。)及び第91条第2項(第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による解散決議の認可</p> <p>ウ 法第69条第2項(第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による合併の認可</p> <p>エ 略</p> <p>オ 法第65条第2項(第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。)、第68条第3項(第96条第5項において準用する場合を含む。)、第69条第3項(第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)、第91条第3項(第100条第5項において準用する場合を含む。)及び第91条の2第2項の規定による認可に関する証明</p> <p>カ 法第122条、第124条及び第125条から第126条の3までの規定による監督</p> <p>キ 法第64条及び第66条の2(第92条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定による設立の認可及び取消し</p> <p>ク 法第123条の2の規定による監督上の命令</p> <p>2及び3 略</p>	<p>コ 法第84条の7第2項の規定による定款変更の届出の受理</p> <p>サ 法第85条の2第2項第4項の規定による設立の届出の受理</p> <p>シ 法第85条の4第2項の規定による解散の届出の受理</p> <p>ス 法第85条の5第3項の規定による合併の届出の受理</p> <p>セ 法第85条の14の規定による清算終了の届出の受理</p> <p>ソ 法第86条の9の規定による組織変更の届出の受理</p> <p>タ 略</p> <p>2 略</p>
--	--	--	---

		<p>(第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)及び第91条第2項(第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による解散決議の認可</p> <p>ウ 法第69条第2項(第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による合併の認可</p> <p>エ 略</p> <p>オ 法第65条第2項(第86条第3項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。)、第68条第3項(第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)、第69条第3項(第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)、第91条第3項(第100条第5項において準用する場合を含む。)及び第91条の2第2項の規定による認可に関する証明</p> <p>カ 法第122条、第123条の2、第124条及び第125条から第126条の3までの規定による監督</p> <p>2及び3 略</p>	<p>コ 略</p> <p>2 略</p>
--	--	--	-----------------------

略

略

農林部  
略

農林部  
略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農地利活用推進室		<p>1 略</p> <p>2 農地法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア～ウ 略</p> <p>エ 法第38条第1項及び第41条第2項の規定による意見書の受理</p> <p>オ 法第39条第1項及び第41条第2項の規定による農地中間管理権又は利用権を設定すべき</p>	<p>1及び2 略</p> <p>3 農地法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア～エ 略</p> <p>オ 法第37条及び第41条第1項の規定による裁定申請の受理</p> <p>4 略</p> <p>5 農地中間管理事業の推進に関する法律(以下本号中「法」という。)の施行にか</p>

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農地利活用推進室		<p>1 略</p> <p>2 農地法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア～ウ 略</p> <p>エ 法第38条第1項及び第43条第2項の規定による意見書の受理</p> <p>オ 法第39条第1項及び第43条第2項の規定による農地中間管理権又は利用権を設定すべき</p>	<p>1及び2 略</p> <p>3 農地法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア～エ 略</p> <p>オ 法第37条及び第43条第1項の規定による裁定申請の受理</p> <p>4 略</p> <p>5 農地中間管理事業の推進に関する法律(以下本号中「法」という。)の施行にか</p>

		旨の裁定 カ 法第40条第1項及び第41条第3項の規定による通知 3及び4 略 5 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下本号中「法」という。)の施行にかかる事務のうち次に掲げる事項に関する事 ア～キ 略 ク 法第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可 6 略	かる事務のうち次に掲げる事項に関する事 ア～オ 略 カ 法第18条第1項及び第7項の規定による農用地利用配分計画の受理、認可及び通知 キ～ケ 略 6 略
--	--	---	--

		旨の裁定 カ 法第40条第1項及び第43条第3項の規定による通知 3及び4 略 5 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下本号中「法」という。)の施行にかかる事務のうち次に掲げる事項に関する事 ア～キ 略 ク 法第18条第4項の規定による農用地利用配分計画の認可 6 略	かる事務のうち次に掲げる事項に関する事 ア～オ 略 カ 法第18条第1項、第3項及び第5項の規定による農用地利用配分計画及び意見書の受理、認可、通知 キ～ケ 略 6 略
--	--	---	--

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農村整備課		略	1 略 2 土地改良法第18条第18項の規定による土地改良区の役員 <sup>の</sup> の公告に関する事 3及び4 略

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農村整備課		略	1 略 2 土地改良法第18条第17項の規定による土地改良区の役員 <sup>の</sup> の公告に関する事 3及び4 略

略

土木部

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
監理課		1 建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の6の規定による発注者に対する勸告等に関する事 2～8 略 9～19 略	1 地方財政法の規定によって市町が負担する土木事業費の分担金の徴収に関する事 2～25 略

略

土木部

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
監理課		1 建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の5の規定による発注者に対する勸告に関する事 2～8 略 9 地方財政法の規定によって市町が負担する土木事業費の分担金の徴収に関する事 10～20 略	1～24 略

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
都市政策課	略	1及び2 略 3 長崎県美しい景観形成推進条例(平成23年長崎県条例第18号。以下本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 略 イ 条例第8条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による景観形成計画に関する意見の聴取及び長崎県美しい景観形成審議会(以下本号中「審議会」という。)に対する諮問 ウ 略 エ 条例第14条の規定による勸告等に関する審議会に対する諮問 オ～チ 略 4 長崎県屋外広告物条例(昭和39年長崎県条例第60号。以下	略

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
都市政策課	略	1及び2 略 3 長崎県美しい景観形成推進条例(平成23年長崎県条例第18号。以下本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 略 イ 条例第8条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による景観形成計画に関する意見の聴取及び長崎県美しい景観形成審議会に対する諮問 ウ 略 エ 条例第14条の規定による勸告等に関する長崎県美しい景観形成審議会(以下本号中「審議会」という。)に対する諮問 オ～チ 略 4 長崎県屋外広告物条例(昭和39年長崎県条例第60号。以下	略

		本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 こと。 ア 条例第21条の規定による長崎県美しい景観形成審議会の意見の聴取 イ 略 5～8 略
--	--	--

		本号中「条例」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 こと。 ア 条例第21条の規定による長崎県屋外広告物審議会の意見の聴取 イ 略 5～8 略
--	--	--

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
道路建設課		1 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 こと。 ア 略 イ 法第59条の規定による事業の認可の申請 ウ 法第63条の規定による事業計画の変更の申請	都市計画法第56条の規定による事業予定地内の土地の買取りに関する事 こと。

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
道路建設課		1 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 こと。 ア 略 イ 法第59条の規定による事業の認可及び認可の申請 ウ 法第63条の規定による事業計画の変更 エ 法第64条の規定による事業施行者の地位承継の承認 オ 法第81条の規定による監督処分 カ 法第82条の規定による立入検査	1 都市計画法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 こと。 ア 法第56条の規定による事業予定地内の土地の買取り イ 法第80条の規定による報告、勧告及び援助等

略

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
建築課	略	略	1 建築基準法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 こと。 ア及びイ 略 ウ 法第7条の6、第18条、第87条の4及び第88条の規定による建築物等の仮使用の認定 エ～カ 略 キ 法第43条第2項の規定による許可又は認定(本庁確認に係るもの) ク～セ 略 ソ 法第53条第5項又は第6項第3号の規定による建蔽率の適用除外に係る許可 タ～ヌ 略 ネ 法第60条の2及び第60条の3の規定による容積率、建築面積又は高さに関する制限の適用除外に係る許可 ノ 法第67条の規定による特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積、壁面の位置又は間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可 ハ 法第68条の3第1項から第3項までの規定による再開発促進区等における建築物の容積率、建蔽率又は建

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
建築課	略	略	1 建築基準法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 こと。 ア及びイ 略 ウ 法第7条の6、第18条、第87条の2及び第88条の規定による建築物等の仮使用の認定 エ～カ 略 キ 法第43条第1項ただし書の規定による許可(本庁確認に係るもの) ク～セ 略 ソ 法第53条第5項第3号の規定による建蔽率の適用除外に係る許可 タ～ヌ 略 ネ 法第60条の3の規定による高さの限度を超える建築物の許可 ノ 法第67条の3の規定による特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積、壁面の位置又は間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可 ハ 法第68条の3第1項から第3項までの規定による再開発促進区等における建築物の容積率、建ぺい率又は建

	<p>建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定          ヒ～モ 略          ヤ 法第77条の21の規定による公示又は届出の受理          キ 法第77条の22の規定による届出の受理又は公示          ユ～リ 略          ル 法第77条の34の規定による届出の受理又は公示          レ及びロ 略          ウ 略          エ 法第77条の35の8の規定による公示又は届出の受理          シ～ツ 略          テ 法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の用途変更の認定          ト及びナ 略          2 建築士法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事          ア～エ 略          オ 法第15条第1項第2号の規定による2級建築士及び木造建築士試験の受験資格の認定          カ～シ 略          3及び4 略</p>		<p>建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定          ヒ～モ 略          ヤ 法第77条の21第1項及び第3項の規定による公示          キ 法第77条の21第2項の規定による届出の受理          ユ 法第77条の22第2項の規定による届出の受理          エ 法第77条の22第4項の規定による公示          ユ～レ 略          ロ 法第77条の34第1項の規定による届出の受理          ワ 法第77条の34第3項の規定による公示          ラ及びン 略          あ 法第77条の35の5第2項の規定による届出の受理          い 法第77条の35の5第3項の規定による公示          う 略          え 法第77条の35の8第1項及び第4項の規定による公示          お 法第77条の35の8第2項及び第3項の規定による届出の受理          か～ぬ 略          の 法第90条の3の規定による工事の施工中における安全上の措置等に関する計画の届出の受理          は及びひ 略          2 建築士法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事          ア～エ 略          オ 法第15条第1項第3号の規定による2級建築士及び木造建築士試験の受験資格の認定          カ～シ 略          3及び4 略          5 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事          ア 法第75条第1項の規定による届出          イ 法第75条第2項の規定による指示          ウ 法第75条第3項の規定による公表          エ 法第75条第5項の規定による定期報告          オ 法第75条第6項の規定による勧告          カ 法第75条の2第2項の規定による勧告          キ 法第87条第10項</p>
--	---	--	---

			5及び6 略
			7～9 略

			の規定による報告 徴収及び立入検 査 6及び7 略 8 景観法（以下本号 及び次号中「法」と いう。）の施行に係 る事務のうち、次に 掲げる事項に関する こと。 ア 法第16条第1項 の規定による届出 及び同条第2項の 規定による変更届 出書の受理（同条 第1項第3号に規 定する開発行為の うち面積が1万平 方メートル以上の 土地におけるもの に限る。以下この 号において同じ。） イ 法第16条第5項 の規定による通知 書の受理及び同条 第6項の規定によ る協議 ウ 法第17条第7項 の規定による立入 検査 9 長崎県美しい景観 形成推進条例第11条 の規定による事前指 導等（法第16条第1 項第3号に規定する 開発行為のうち面積 が1万平方メートル 以上の土地に係るも のに限る。）に関する こと。 10～12 略
--	--	--	--

略

略

別表第4（第12条、第13条関係）

別表第4（第12条、第13条関係）

地方機関名	共通事項	決裁事項
振興局	1 水産業協同組合法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと（長崎振興局、県北振興局、島原振興局及び県 北振興局（西海市に係る事項に限る。）を除く。以 下本号から第8号までについて同じ。）。 ア～ケ 略 ケ 法第48条第2項（第92条第3項、第96条第3項 及び第100条第3項において準用する場合を含む。） の規定による定款変更の認可 コ 法第68条第2項（第96条第5項において準用す る場合を含む。）及び第91条第2項（第100条第5 項において準用する場合を含む。）の規定による 解散決議の認可 サ及びシ 略 ス 法第48条第3項（第92条第3項、第96条第3項 及び第100条第3項において準用する場合を含む。）、 第65条第2項（第96条第4項及び第100条 第4項において準用する場合を含む。）、第68条第 3項（第96条第5項において準用する場合を含む。）、 第69条第3項（第86条第4項、第92条第5 項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）、 第91条第3項（第100条第5項において準 用する場合を含む。）及び第91条の2第2項の規 定による認可に関する証明  セ 略 ソ 法第84条の7第2項の規定による定款変更の届 出の受理 タ 略 チ 法第85条の4第2項の規定による解散の届出の 受理 ツ 法第85条の5第3項の規定による合併の届出の 受理 テ 法第85条の14の規定による清算終了の届出の受 理	

地方機関名	共通事項	決裁事項
振興局	1 水産業協同組合法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと（長崎振興局、県北振興局、島原振興局及び県 北振興局（西海市に係る事項に限る。）を除く。以 下本号から第8号までについて同じ。）。 ア～ケ 略 ケ 法第48条第2項（第86条第2項、第92条第3項、 第96条第3項及び第100条第3項において準用す る場合を含む。）の規定による定款変更の認可 コ 法第68条第2項（第86条第4項及び第96条第5 項において準用する場合を含む。）及び第91条第 2項（第100条第5項において準用する場合を含む。）、 の規定による解散決議の認可 サ及びシ 略 ス 法第48条第3項（第86条第2項、第92条第3項、 第96条第3項及び第100条第3項において準用す る場合を含む。）、第65条第2項（第86条第3項、 第96条第4項及び第100条第4項において準用す る場合を含む。）、第68条第3項（第86条第4項及 び第96条第5項において準用する場合を含む。）、 第69条第3項（第86条第4項、第92条第5項及び 第96条第5項において準用する場合を含む。）、第 91条第3項（第100条第5項において準用する場 合を含む。）及び第91条の2第2項の規定による 認可に関する証明  セ 略  ソ 略	

	ト 法第86条の9の規定による組織変更の届出の受理 2～54 略		2～54 略
略		略	
保健所	<p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア～シ 略</p> <p>ス 法第70条第1項から第3項までの規定による廃棄、回収その他の予防措置命令又は廃棄、回収その他の必要な処分</p> <p>セ 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 毒物及び劇物取締法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア 法第4条第2項及び第3項の規定による販売業の登録及び登録の更新</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>エ 法第18条第1項（法第22条第4項及び第5項で準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、立入検査及び質問又は取去</p> <p>オ 法第19条第1項の規定による販売業者の設備改善の命令</p> <p>カ 法第21条第1項の規定による販売業者の登録が失効した場合の届出の受理</p> <p>キ 略</p> <p>6～8 略</p> <p>9 覚せい剤取締法第32条第1項及び第2項の規定による立入検査及び質問又は取去に関する事。</p> <p>10～13 略</p>	保健所	<p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア～シ 略</p> <p>ス 法第70条第1項及び第2項の規定による廃棄、回収その他の予防措置命令又は廃棄、回収その他の必要な処分</p> <p>セ 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 毒物及び劇物取締法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア 法第4条第1項及び第4項の規定による販売業の登録及び登録の更新</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>エ 法第17条第2項（法第22条第4項及び第5項で準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、立入検査及び質問又は取去</p> <p>オ 法第19条第1項の規定による販売業者の設備改善の命令</p> <p>カ 法第21条第1項の規定による販売業の登録が失効した場合の届出の受理</p> <p>キ 略</p> <p>6～8 略</p> <p>9 覚せい剤取締法第32条第1項及び第2項の規定による立入検査及び質問又は取去に関する事。</p> <p>10～13 略</p>
こども・女性・障害者支援センター	<p>1 略</p> <p>2 児童虐待の防止等に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 法第11条第4項及び第5項の規定による勧告等に関する事。</p> <p>3～7 略</p>	こども・女性・障害者支援センター	<p>1 略</p> <p>2 児童虐待の防止等に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 法第11条第3項及び第4項の規定による勧告等に関する事。</p> <p>3～7 略</p>
略		略	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第3県民生活環境部の表生活衛生課の項部長の決裁事項の欄第4号及び同項課長の決裁事項の欄第12号の改正規定は、令和2年6月1日から、別表第3福祉保健部の表薬務行政室の項部長の決裁事項の欄第1号の改正規定は、令和2年9月1日から、別表第3土木部の表監理課の項部長の決裁事項の欄第1号の改正規定は、令和2年10月1日から、それぞれ施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)二二一  
直通(八九五)二二一四

印刷所  
印刷人  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
岩永泰明  
岩永印刷所